

令和6年度特別交付税について

令和7年3月

総務省自治財政局

令和6年度の特別交付税について

計数は精査中

1. 特別交付税総額

1兆2,597億円(対R5年度比 +11.3%、+1,275億円)

R6年 6月 520億円 (特例交付 能登半島地震)
R6年12月 3,436億円
R7年 3月 8,641億円

2. 算定結果

(単位：億円)

区分	令和6年度 交付総額 A	令和5年度 交付総額 B	増減額 A-B	増減率 (A-B)/B
道府県分	2,493	1,694	+ 799	+ 47.2%
市町村分	10,104	9,628	+ 476	+ 4.9%
大都市	431	437	▲ 6	▲ 1.4%
都市	7,030	6,666	+ 364	+ 5.5%
町村	2,644	2,525	+ 118	+ 4.7%

3. 今年度の主な特徴

① 災害関連経費

令和6年能登半島地震等により、過去2番目の算定額 《算定見込額》 1,657億円(対前年度+737億円)

② 除排雪経費

各地で大雪となり、過去最大の算定額 《算定見込額》 810億円(対前年度+371億円)

4. スケジュール

3月19日(水)省令公布・施行、21日(金)交付決定、閣議報告、25日(火)現金交付

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令案 概要

○ 令和6年度特別交付税の3月算定にあたり、「特別交付税に関する省令」について、所要の改正を行うもの。

概要

【主な新規項目】

○ 万博国際交流プログラム

令和7年度に開催予定の大阪・関西万博を契機として、自治体が交流計画に基づき行う万博参加国との交流プログラムの実施に要する経費について、特別交付税措置を創設。

○ 宅地液状化防止事業(単独)(R6能登半島地震)

令和6年能登半島地震で被災した新潟県・富山県において、地方単独事業として実施する液状化対策(地方団体が行う所有者への補助)について、特別交付税措置を創設。

【主な拡充項目】

○ 地域活性化起業人

市町村が企業等の社員を受入れ、その知見等を生かし業務に従事することで地域活性化を図る「地域活性化起業人制度」について、従来より、企業から市町村に直接派遣する場合(「企業派遣型」)の所要経費を特別交付税措置。

今年度より新たに企業に所属する個人が副業として従事する場合(「副業型」)が追加されたことから、措置対象を拡充。

施行期日

公布の日

※予定:改正省令公布・施行 令和7年3月19日、3月交付額の決定 3月21日、現金交付 3月25日

○総務省令第 号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月 日

総務大臣 村上誠一郎

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>(道府県に係る十二月分の算定方法)</p> <p>第二条 各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)に第三号の額を加えた額とする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる事項については、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額(第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第四十五号、第四十六号、第五十八号、第六十号、第六十四号及び第六十六号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数(当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を合算した数を三で除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)をいう。以下同じ。)が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額</p>	<p>(道府県に係る十二月分の算定方法)</p> <p>第二条 各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)に第三号の額を加えた額とする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる事項については、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額(第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第四十五号、第四十六号、第五十八号、第六十号、第六十四号及び第六十六号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数(当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を合算した数を三で除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)をいう。以下同じ。)が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額</p>
<p>事項</p> <p>【一〇五 略】</p> <p>六 前年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間に於いて借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する</p>	<p>事項</p> <p>【一〇五 同上】</p> <p>六 前年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間に於いて借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する</p>
<p>算定方法</p> <p>【一〇四 略】</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>【一〇四 略】</p> <p>五 前年度分の災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間に於いて借り入れた地方債(普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号において同じ。)の当該年度における元利償還金の額(同令第十二条第五項の表都道府県の項第九号の算式Ⅹに規定する元利償還金の額に乘ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乘じて得た額とする。次号において同じ。)に〇・四七五を乗じて得た額(平成二十八年熊本地震による災害に係るものにあつては、同算式に規定する方法により算定した額とする。次号において同じ。)</p> <p>【六〇八 略】</p>	<p>算定方法</p> <p>【一〇四 同上】</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>【一〇四 同上】</p> <p>五 前年度分の災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間に於いて借り入れた地方債(普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号において同じ。)の当該年度における元利償還金の額(同令第十二条第五項の表都道府県の項第九号の算式Ⅹに規定する元利償還金の額に乘ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乘じて得た額とする。次号において同じ。)に〇・四七五を乗じて得た額(平成二十八年熊本地震による災害に係るものにあつては、同算式に規定する方法により算定した額とする。次号において同じ。)</p> <p>【六〇八 同上】</p>

<p>経費の財源に充てられた当該年度の四月一日から十月三十一日まで期間において借り入れた地方債の元利償還金があること。</p> <p>〔七〇六六六略〕</p>	
<p>事項</p>	<p>算定方法</p> <p>一 災害による財政需要 一 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災の増加又は財政収入の増加又はを除外）について、第二条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額</p>
<p>〔一・三 略〕</p> <p>〔二〇四 略〕</p> <p>（道府県に係る三月分の算定方法）</p> <p>第四条 各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額</p> <p>（第十号二、第十四号、第十九号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第四十一号、第四十八号、第五十二号、第五十三号、第五十五号、第五十六号、第五十七号一、第六十号から第六十三号まで、第六十八号、第六十九号、第七十三号から第七十五号まで、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十八号、第九十二号、第九十四号から第九十六号まで及び第九十八号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額</p>	

<p>経費の財源に充てられた当該年度の四月一日から十月三十一日まで期間において借り入れた地方債の元利償還金があること。</p> <p>〔七〇六六六同上〕</p>	
<p>事項</p>	<p>算定方法</p> <p>一 災害による財政需要 一 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災の増加又は財政収入の増加又はを除外）について、第二条第一項第一号の表第四号に規定する算定方法に準じて算定した額</p>
<p>〔一・三 同上〕</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>（道府県に係る三月分の算定方法）</p> <p>第四条 各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額</p> <p>（第十号二、第十四号、第十九号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第四十一号、第四十八号、第五十二号、第五十三号、第五十五号、第五十六号、第五十七号一、第六十号から第六十三号まで、第六十八号、第六十九号、第七十三号から第七十五号まで、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十八号、第九十二号、第九十四号から第九十六号まで及び第九十八号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額</p>	

減少がある
二 前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかった数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

項 目	額
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

二 干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。
二 国の補助金を受けて施行する干害応急事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・七を乗じて得た額

三 市町村の合併の促進に要する経費があること。
合併特例法第三条の規定に基づいて設置された法定の合併協議会を構成する市町村の数に三、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

四 予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

五 前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第二条第一項第一号の表第六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

減少がある
二 前年度の十二月三十一日までに発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値（前年度の一月一日以降に生じたものに限る。）で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかった数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

項 目	額
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

二 干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。
二 国の補助金を受けて施行する干害応急事業の実施に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・七を乗じて得た額

三 市町村の合併の促進に要する経費があること。
合併特例法第三条の規定に基づいて設置された法定の合併協議会を構成する市町村の数に三、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

四 予防接種による健康被害の救済措置に要する経費があること。
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該道府県が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。

五 前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第二条第一項第一号の表第六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

<p>年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度の分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。</p>	<p>六 活動火山対策に要する経費があること。</p> <p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>算式 $A \times 0.8 + B \times 0.5$</p> <p>算式の符号</p> <p>A 国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）</p> <p>B 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）</p>	<p>年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度の分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金があること。</p> <p>六 活動火山対策に要する経費があること。</p> <p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>算式 $A \times 0.8 + B \times 0.5$</p> <p>算式の符号</p> <p>A 国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）</p> <p>B 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）</p>
<p>七 特定の疾病対策に要する経費があること。</p>	<p>次の各号により算定した額の合算額とする。</p> <p>一 国の補助金を受けて施行するはぶ咬症の予防事業に要する経費のうち、当該年度において道府県が負担すべき額として総務大臣が調査した額</p> <p>二 前号に掲げる疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>三 第一号に掲げる疾病以外の特定の疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>	<p>次の各号により算定した額の合算額とする。</p> <p>一 国の補助金を受けて施行するはぶ咬症の予防事業に要する経費のうち、当該年度において道府県が負担すべき額として総務大臣が調査した額</p> <p>二 前号に掲げる疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>三 第一号に掲げる疾病以外の特定の疾病について当該年度において単独事業として実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>

八 鉄道災害 復旧事業に 要する経費 があるこ と。	鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）第八条第四項及び第五項の規定に基づき国が補助金を交付する鉄道事業者に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。
九 特別支援 学校等の経 常費助成に 要する経費 があるこ と。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 特別支援学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 二 特別支援学級に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 三 障害児幼稚園に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 四 過疎地域（私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）第四条第一項第二号ハに規定する文部科学大臣が定める地域をいう。）内の私立高等学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 次の各号によつて算定した額の合算額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方バス路線の運行維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。
十 地方バス 路線の運行 維持に要す る経費があ ること。	一 国が行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二 当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
十一 離島航 空路線の運 行維持に要 する経費が あること。	離島航空路線の運行維持に要する経費として、道府県が当該年度において負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
十二 不法に 処分された 産業廃棄物 に係る原状 回復に要す る経費があ ること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十九条の八の規定による産業廃棄物が不法に処分された場合における原状回復に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

八 鉄道災害 復旧事業に 要する経費 があるこ と。	鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）第八条第四項及び第五項の規定に基づき国が補助金を交付する鉄道事業者に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。
九 特別支援 学校等の経 常費助成に 要する経費 があるこ と。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 特別支援学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 二 特別支援学級に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 三 障害児幼稚園に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 四 過疎地域（私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）第四条第一項第二号ハに規定する文部科学大臣が定める地域をいう。）内の私立高等学校に対する経常費助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 次の各号によつて算定した額の合算額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方バス路線の運行維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。
十 地方バス 路線の運行 維持に要す る経費があ ること。	一 国が行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二 当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
十一 離島航 空路線の運 行維持に要 する経費が あること。	離島航空路線の運行維持に要する経費として、道府県が当該年度において負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
十二 不法に 処分された 産業廃棄物 に係る原状 回復に要す る経費があ ること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十九条の八の規定による産業廃棄物が不法に処分された場合における原状回復に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

<p>十三 個別外部監査契約</p> <p>に基づく監査に要する経費があること。</p>	<p>地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する道府県にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、健全化法第四条第一項に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、健全化法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び健全化法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を複数策定しなければならない道府県又は一部事務組合等（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした道府県等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、道府県にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。</p>
<p>十四 中小企業対策に要する経費があること。</p>	<p>次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。</p> <p>算式</p> $(A \times 0.8 + B) \times 0.5 - C$ <p>算式の符号</p> <p>A 中小企業対策として当該道府県が当該年度において行う融資措置に係る利子補給及び信用保証協会の保証料補助のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 中小企業対策として当該道府県が行つた信用保証協会への出えんのために借り入れた地方債（平成10年度又は平成11年度に発行について許可を得たものに限る。）の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>C 当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が行う中小企業利子補給等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額</p>
<p>十五 特殊地</p> <p>下等対策事業に要する経費がある</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 特殊地等対策事業のために国が交付する補助金（次号において「特殊地等対策事業補助金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち道府県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額</p>

<p>十三 個別外部監査契約</p> <p>に基づく監査に要する経費があること。</p>	<p>地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する道府県にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、健全化法第四条第一項に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、健全化法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び健全化法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を複数策定しなければならない道府県又は一部事務組合等（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした道府県等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、道府県にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。</p>
<p>十四 中小企業対策に要する経費があること。</p>	<p>次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。</p> <p>算式</p> $(A \times 0.8 + B) \times 0.5 - C$ <p>算式の符号</p> <p>A 中小企業対策として当該道府県が当該年度において行う融資措置に係る利子補給及び信用保証協会の保証料補助のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 中小企業対策として当該道府県が行つた信用保証協会への出えんのために借り入れた地方債（平成10年度又は平成11年度に発行について許可を得たものに限る。）の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>C 当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が行う中小企業利子補給等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額</p>
<p>十五 特殊地</p> <p>下等対策事業に要する経費がある</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 特殊地等対策事業のために国が交付する補助金（次号において「特殊地等対策事業補助金」という。）を受けて行う事業に要する経費のうち道府県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額</p>

<p>ること。</p> <p>十六 被災地域の応援等に要する経費があること。</p> <p>十七 病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。</p> <p>十八 満三歳児の私立幼稚園への入園に係る私立学校に対する助成に要する経費があること。</p> <p>十九 浄化槽設置整備事業に要する経費があること。</p> <p>二十 鉱害対策に要する経費があること。</p>	<p>二 特殊地下壕等対策事業（特殊地下壕等対策事業補助金の交付を受けて施行するものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行った被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度に行った応援等に要した経費を含み、第二条第一項第一号の表第四十四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟その他の施設の除却等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式 $A \times \frac{180,040}{B}$ </p> <p>算式の符号 A 当該年度中に満3歳に達することにより私立幼稚園に入園する幼児の数として総務大臣が調査した数</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 国の補助金を受けて施行する休廃止鉱山鉱害防止工事、小規模公害防除対策事業及び公害防除特別土地改良事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p>
---	---

<p>ること。</p> <p>十六 被災地域の応援等に要する経費があること。</p> <p>十七 病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。</p> <p>十八 満三歳児の私立幼稚園への入園に係る私立学校に対する助成に要する経費があること。</p> <p>十九 浄化槽設置整備事業に要する経費があること。</p> <p>二十 鉱害対策に要する経費があること。</p>	<p>二 特殊地下壕等対策事業（特殊地下壕等対策事業補助金の交付を受けて施行するものを除く。）に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行った被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度に行った応援等に要した経費を含み、第二条第一項第一号の表第四十四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟その他の施設の除却等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式 $A \times \frac{173,940}{B}$ </p> <p>算式の符号 A 当該年度中に満3歳に達することにより私立幼稚園に入園する幼児の数として総務大臣が調査した数</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 国の補助金を受けて施行する休廃止鉱山鉱害防止工事、小規模公害防除対策事業及び公害防除特別土地改良事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p>
---	---

<p>二五 病院</p>	<p>二一 座礁 外国船舶の座礁等により排出された油（船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第六号に規定する原油等のうち、船舶の運航のための燃料として用いられるものに限る。）を防除するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二二 家畜伝染病対策 一 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が家畜伝染病対策に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第三十九号一によつて算定した額を控除した額</p> <p>二三 被災 水産業者対策に要する経費があること。</p> <p>二四 災害 災害拠点病院、災害拠点精神科病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料（通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。）の備蓄に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。</p> <p>二五 病院 病院内保育所の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものと。</p>
<p>二五 病院</p>	<p>二 国の補助金を受けて施行する前号以外の鉱害対策事業及び単独事業として施行する鉱害対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>外国船舶の座礁等により排出された油（船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第六号に規定する原油等のうち、船舶の運航のための燃料として用いられるものに限る。）を防除するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が家畜伝染病対策に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第三十九号一によつて算定した額を控除した額</p> <p>二 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第三十九号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に当該道府県が行う災害による被害を受けた水産業者に対する利子補給に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>二五 病院</p>	<p>二一 座礁 外国船舶の座礁等により排出された油（船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第六号に規定する原油等のうち、船舶の運航のための燃料として用いられるものに限る。）を防除するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>二二 家畜伝染病対策 一 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が家畜伝染病対策に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第三十九号一によつて算定した額を控除した額</p> <p>二 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第三十九号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に当該道府県が行う災害による被害を受けた水産業者に対する利子補給に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>

<p>内保育所の運営に要する経費があること。</p> <p>二十六 救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費があること。</p>	<p>のとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。</p>
<p>二十六 救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費があること。</p>	<p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式 $(A \times 0.8) - B$ </p> <p>コプターの運航等に要する経費が A </p> <p>救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)第2条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>算式の符号 B </p> <p>当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額</p>
<p>二十七 耐震改修事業に要する経費があること。</p> <p>二十八 アスベスト改修事業に要する経費があること。</p> <p>二十九 集落対策に要する経費があること。</p> <p>三十 携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。</p>	<p>国の補助を受けて実施する耐震改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五(民間の要緊急安全確認大規模建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。)のうち防災拠点として道府県が指定したものに對する耐震改修に要する経費にあつては〇・七)を乗じて得た額とする。</p> <p>国の補助を受けて実施するアスベスト改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>集落支援員の設置、集落の現状把握その他の集落についての点検及び集落のあり方その他の事項について検討を行うための話し合いに要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。</p> <p>国の補助を受けて実施する携帯電話等エリア整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額に要する経費</p> <p>〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>三十一 地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員等による起業又は事業承継に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員が行う地域協力活動並びに地域おこし協力隊員等による起業又は事業承継に要する経費のうち特別交</p>
<p>三十一 地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員等による起業又は事業承継に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 地域おこし協力隊員の設置及び地域おこし協力隊員が行う地域協力活動並びに地域おこし協力隊員等による起業又は事業承継に要する経費のうち特別交</p>

<p>等に要する経費があること。</p> <p>三十二 指定暴力団対策に要する経費があること。</p> <p>三十三 コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。</p> <p>三十四 赤潮対策に要する経費があること。</p> <p>三十五 不発弾等の処理等に要する経費があること。</p> <p>三十六 地すべり対策に要する経費があること。</p> <p>三十七 傷病者の搬送・受入れに係</p>	<p>付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>二 地域おこし協力隊員としての任期を終了した者が定住するための空き家の改修に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>指定暴力団対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費(第二条第一項第一号の表第四十号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費(第二条第一項第一号の表第四十号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>当該年度において赤潮対策に要する経費(第二条第一項第一号の表第四十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 不発弾等の処理等のために国の補助金等を受けて行う事業に要する経費のうち当該道府県が負担すべき額</p> <p>二 不発弾等の処理等のために国(国の補助金等を受けて行うものを除く。)に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>国の負担金又は補助金等を受けて行う地すべり対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地すべり対策事業に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除して得た額(当該額が負数となるときは、零とする。)に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関(救急病院等を定める省令第二条の規定により告示さ</p>
--	--

<p>等に要する経費があること。</p> <p>三十二 指定暴力団対策に要する経費があること。</p> <p>三十三 コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。</p> <p>三十四 赤潮対策に要する経費があること。</p> <p>三十五 不発弾等の処理等に要する経費があること。</p> <p>三十六 地すべり対策に要する経費があること。</p> <p>三十七 傷病者の搬送・受入れに係</p>	<p>付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>二 地域おこし協力隊員としての任期を終了した者が定住するための空き家の改修に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>指定暴力団対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費(第二条第一項第一号の表第四十号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費(第二条第一項第一号の表第四十号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>当該年度において赤潮対策に要する経費(第二条第一項第一号の表第四十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 不発弾等の処理等のために国が交付する交付金(次号において「不発弾等処理交付金」という。)を受けて行う事業に要する経費のうち当該道府県が負担すべき額</p> <p>二 不発弾等の処理事業(不発弾等処理交付金を受けて行うものを除く。)に要する経費の額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>国の負担金又は補助金等を受けて行う地すべり対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地すべり対策事業に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除して得た額(当該額が負数となるときは、零とする。)に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三十五条の五第一項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関(救急病院等を定める省令第二条の規定により告示さ</p>
--	---

<p>る実施基準 掲載医療機 関に対する 助成に要す る経費があ る場合。</p>	<p>れたものであつて総務大臣が認めたものに限る。以下この号及び次条第一項第三号イの表第三十号において「実施基準掲載医療機関」という。）に対する助成を行う道府県について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う道府県にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。</p> <p>算式</p> $A \times \alpha$ <p>算式の符号</p> <p>A 実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の道府県が助成を行つている場合においては、当該道府県の助成の額で按分して得た額とする。）</p> <p>α 1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）</p>
<p>三十八 災害 対応に係る 職員派遣の 受入れに要 する経費が あること。</p>	<p>当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費（第二条第一項第一号の表第五十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>三十九 文化 財の災害復 旧に要する 経費がある こと。</p>	<p>文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第八十二条の規定に基づく条例により指定又は登録された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第五十二号によつて算定した額を控除した額とする。</p>
<p>四十 離島高 校生修学支 援事業に要 する経費が あること。</p>	<p>国の補助金を受けて施行する離島高校生修学支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>四十一 私立 専修学校高 等課程の授 業料軽減を</p>	<p>次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>一 次の算式によつて算定した額</p> <p>算式</p> $A \times 12,800円$

<p>る実施基準 掲載医療機 関に対する 助成に要す る経費があ る場合。</p>	<p>れたものであつて総務大臣が認めたものに限る。以下この号及び次条第一項第三号イの表第三十号において「実施基準掲載医療機関」という。）に対する助成を行う道府県について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う道府県にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。</p> <p>算式</p> $A \times \alpha$ <p>算式の符号</p> <p>A 実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額のうちいずれか少ない額（当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円とする。）（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の道府県が助成を行つている場合においては、当該道府県の助成の額で按分して得た額とする。）</p> <p>α 1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）</p>
<p>三十八 災害 対応に係る 職員派遣の 受入れに要 する経費が あること。</p>	<p>当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費（第二条第一項第一号の表第五十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>三十九 文化 財の災害復 旧に要する 経費がある こと。</p>	<p>文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第八十二条の規定に基づく条例により指定又は登録された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第二条第一項第一号の表第五十二号によつて算定した額を控除した額とする。</p>
<p>四十 離島高 校生修学支 援事業に要 する経費が あること。</p>	<p>国の補助金を受けて施行する離島高校生修学支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>四十一 私立 専修学校高 等課程の授 業料軽減を</p>	<p>次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>一 次の算式によつて算定した額</p> <p>算式</p> $A \times 12,800円$

<p>四十二 分娩 医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。</p>	<p>算式の符号 A 学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校等課程に在学する生徒の数 二 私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>	<p>四十二 分娩 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄（以下「離島地域」という。）のうち、分娩医療機関のない地域における妊婦について、当該道府県が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>四十三 地域 鉄道支援に要する経費があること。</p>	<p>算式の符号 A 学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校等課程に在学する生徒の数 二 私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>	<p>四十三 地域 地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者が行う施設整備への補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。</p>
<p>四十四 渇水 対策に要する経費があること。</p>	<p>算式の符号 A 学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校等課程に在学する生徒の数 二 私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>	<p>四十四 渇水 次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 渇水対策として当該年度において一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業特別会計に繰り入れた額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 二 渇水対策として当該年度において実施する井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 三 渇水対策として当該年度において実施する広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が必要と認めた経費に〇・八を乗じて得た額</p>
<p>四十五 被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。</p>	<p>算式の符号 A 学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校等課程に在学する生徒の数 二 私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>	<p>四十五 被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。 当該年度において、国の補助金を受けて被災者生活再建支援金の支給を行う道府県及び同一災害による被災世帯を有する道府県が当該補助金の対象とならない世帯の世帯主に対して支給する支給金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>四十六 新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。</p>	<p>算式の符号 A 学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校等課程に在学する生徒の数 二 私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>	<p>四十六 新型インフルエンザ予防接種に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>

<p>四十二 分娩 医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。</p>	<p>算式の符号 A 学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校等課程に在学する生徒の数 二 私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>	<p>四十二 分娩 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄（以下「離島地域」という。）のうち、分娩医療機関のない地域における妊婦について、当該道府県が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>四十三 地域 鉄道支援に要する経費があること。</p>	<p>算式の符号 A 学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校等課程に在学する生徒の数 二 私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>	<p>四十三 地域 地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者が行う施設整備への補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。</p>
<p>四十四 渇水 対策に要する経費があること。</p>	<p>算式の符号 A 学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校等課程に在学する生徒の数 二 私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>	<p>四十四 渇水 次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 渇水対策として当該年度において一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業特別会計に繰り入れた額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 二 渇水対策として当該年度において実施する井戸掘削工事、配管工事等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 三 渇水対策として当該年度において実施する広報活動、給水事業等に要する経費のうち総務大臣が必要と認めた経費に〇・八を乗じて得た額</p>
<p>四十五 被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。</p>	<p>算式の符号 A 学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校等課程に在学する生徒の数 二 私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>	<p>四十五 被災者生活再建支援金の支給に要する経費があること。 当該年度において、国の補助金を受けて被災者生活再建支援金の支給を行う道府県及び同一災害による被災世帯を有する道府県が当該補助金の対象とならない世帯の世帯主に対して支給する支給金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>四十六 新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。</p>	<p>算式の符号 A 学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における当該道府県の区域内の私立専修学校等課程に在学する生徒の数 二 私立専修学校高等課程において、地域の実情に応じて、低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>	<p>四十六 新型インフルエンザ予防接種に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>

種に要する経費があること。	<p>四十七 ラジ 国の補助金を受けて実施する民放ラジ才難聴解消支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に ○・五を乗じて得た額とする。</p>	種に要する経費があること。	<p>四十七 ラジ 国の補助金を受けて実施する民放ラジ才難聴解消支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のいずれか少ない額に ○・五を乗じて得た額とする。</p>
四十八 分散型エネルギー分野の推進に要する経費があること。	<p>四十八 分散型エネルギー分野の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。</p>	四十八 分散型エネルギー分野の推進に要する経費があること。	<p>四十八 分散型エネルギー分野の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・八を乗じて得た額とする。</p>
四十九 多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九條第二項の規定に基づいて行う多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一一七、〇〇〇円を乗じて得た額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に○・四を乗じて得た額とする。	<p>四十九 多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九條第二項の規定に基づいて行う多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一一七、〇〇〇円を乗じて得た額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に○・四を乗じて得た額とする。</p>	四十九 多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九條第二項の規定に基づいて行う多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。	<p>四十九 多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第九條第二項の規定に基づいて行う多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一一七、〇〇〇円を乗じて得た額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に○・四を乗じて得た額とする。</p>
五十 奄美群島振興に要する経費があること。	<p>五十 奄美群島振興に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。</p>	五十 奄美群島振興に要する経費があること。	<p>五十 奄美群島振興に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。</p>
五十一 高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。	<p>五十一 高齢者等の雪下ろし支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。</p>	五十一 高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。	<p>五十一 高齢者等の雪下ろし支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額とする。</p>
五十二 公共	<p>五十二 公共 次の算式により算定した額とする。</p>	五十二 公共	<p>五十二 公共 次の算式により算定した額とする。</p>

施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

算式
 $(A+B) \times 0.5$
 算式の符号
 A 公営企業に係る特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）の設定の準備に要する経費について、一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）
 B 一般会計及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権の設定の準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十三 空き家対策に要する経費があること。

国からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

項	目	額
	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円
	水道法の規定による水道事業の認可等に係る事務	一三、二〇〇円

五十五 大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

当該道府県が大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下この号及び第七十五号において同じ。）と協定を締結し、連携して行う雇用創出及び若者定着の取組（以下この号において「大学等と連携した取組」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。ただし、公立の大学等と大学等と連携した取組を行う道府県にあつては、総務大臣が調査した額のうち当該取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額及び総務大臣が調査した額のうち公立の大学等を除く大学等との大学等と連携した取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一

施設等運営権の設定の準備に要する経費があること。

算式
 $(A+B) \times 0.5$
 算式の符号
 A 公営企業に係る特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この号において同じ。）の設定の準備に要する経費について、一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）
 B 一般会計及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計において、国の補助金を受けて実施する公共施設等運営権の設定の準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五十三 空き家対策に要する経費があること。

国からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

項	目	額
	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務	一、九〇〇円
	水道法の規定による水道事業の認可等に係る事務	一三、二〇〇円

五十五 大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

当該道府県が大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下この号及び第七十五号において同じ。）と協定を締結し、連携して行う雇用創出及び若者定着の取組（以下この号において「大学等と連携した取組」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。ただし、公立の大学等と大学等と連携した取組を行う道府県にあつては、総務大臣が調査した額のうち当該取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額及び総務大臣が調査した額のうち公立の大学等を除く大学等との大学等と連携した取組に要する経費に〇・八を乗じて得た額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一

<p>五十六 奨学金を活用した額及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度の支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となっている道府県にあつては〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となっている道府県にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。）とする。</p>	<p>二、〇〇〇、〇〇〇円とする。）の合算額（当該額が二四、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二四、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。</p>
<p>五十七 移住・定住対策に要する経費があること。</p>	<p>一 移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>五十八 海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一〇）を乗じて得た額とする。</p>	<p>国の補助金を受けて実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一〇）を乗じて得た額とする。</p>
<p>五十九 地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に関する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は三、四〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。</p>	<p>国から地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に関する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十 災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する</p>	<p>国の補助金を受けて実施する災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>

<p>五十六 奨学金を活用した額及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度の支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となっている道府県にあつては〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となっている道府県にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。）とする。</p>	<p>二、〇〇〇、〇〇〇円とする。）の合算額（当該額が二四、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二四、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。</p>
<p>五十七 移住・定住対策に要する経費があること。</p>	<p>一 移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>五十八 海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一〇）を乗じて得た額とする。</p>	<p>国の補助金を受けて実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第十四条第一項に規定する地域計画の作成等に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一〇）を乗じて得た額とする。</p>
<p>五十九 地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に関する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額又は三、四〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。</p>	<p>国から地域防災マネージャーとして証明を受けた者の活用に関する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十 災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する</p>	<p>国の補助金を受けて実施する災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>

<p>六十一 地方創生の推進に要する経費があること。</p>	<p>次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。</p> <p>算式 $(A - B) \times 0.5$</p> <p>算式の符号</p> <p>A 地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の規定により国の交付金を受けて施行する事業（非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方創生の推進に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額</p>
<p>六十二 投票所への移動支援等に要する経費があること。</p>	<p>算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>一 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所、共通投票所及び期日前投票所までの交通手段を提供するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>二 市区町村の選挙管理委員会が自動車を用いた投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に要する費用について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>三 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所をその管理に属しない建物に設けた場合における当該建物の借料について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>四 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所における混雑を緩和するために警備又は誘導に係る事務を第三者に委託等した場合における当該委託等に要する経費について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>六十三 巡回診療航空機の運航等に要する経費があること。</p>	<p>国の補助金を受けて施行する巡回診療航空機運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十四 病害虫等の防除に要する経費があること。</p>	<p>病害虫等の防除を行う事業（第二条第一号の表第二十八号の森林病害虫等防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。</p>

<p>六十一 地方創生の推進に要する経費があること。</p>	<p>次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。</p> <p>算式 $(A - B) \times 0.5$</p> <p>算式の符号</p> <p>A 地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の規定により国の交付金を受けて施行する事業（非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方創生の推進に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額</p>
<p>六十二 投票所への移動支援等に要する経費があること。</p>	<p>算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>一 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所、共通投票所及び期日前投票所までの交通手段を提供するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>二 市区町村の選挙管理委員会が自動車を用いた投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に要する費用について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>三 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所をその管理に属しない建物に設けた場合における当該建物の借料について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>四 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所における混雑を緩和するために警備又は誘導に係る事務を第三者に委託等した場合における当該委託等に要する経費について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>六十三 巡回診療ヘリコプターの運航等に要する経費があること。</p>	<p>国の補助金を受けて施行する巡回診療ヘリコプター運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>六十四 病害虫等の防除に要する経費があること。</p>	<p>病害虫等の防除を行う事業（第二条第一号の表第二十八号の森林病害虫等防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。</p>

<p>費があること。</p> <p>六十五 貝毒対策に要する経費があること。</p> <p>六十六 天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。</p> <p>六十七 湖沼の水質保全に要する経費があること。</p> <p>六十八 除排雪に要する経費があること。</p> <p>六十九 山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。</p> <p>七十 塩害対策に要する</p>	<p>貝毒対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>天然記念物として指定された鳥獣による被害防止等対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された湖沼の水質保全に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とす</p> <p>算式 $(A-B) \times 0.5$ 算式の符号</p> <p>A 当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額</p> <p>山岳遭難に係る救助若しくは対策又は海難救助若しくは対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>塩害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
--	--

<p>費があること。</p> <p>六十五 貝毒対策に要する経費があること。</p> <p>六十六 天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。</p> <p>六十七 湖沼の水質保全に要する経費があること。</p> <p>六十八 除排雪に要する経費があること。</p> <p>六十九 山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。</p> <p>七十 塩害対策に要する</p>	<p>貝毒対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>天然記念物として指定された鳥獣による被害防止等対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された湖沼の水質保全に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とす</p> <p>算式 $(A-B) \times 0.5$ 算式の符号</p> <p>A 当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額</p> <p>山岳遭難に係る救助若しくは対策又は海難救助若しくは対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>塩害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
--	--

<p>経費があること。</p> <p>七十一 災害 当該年度において災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務事させるため採用した職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費（第二条第一項第一号の表第六十五号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p> <p>七十二 共通 道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項相互に電気を記載した書類）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織の整備及び運用のために当該道庁が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で六〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>七十三 ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一五、〇〇〇、〇〇〇円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に五、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>七十四 お試しサテライトオフィスの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>	<p>経費があること。</p> <p>七十一 災害 当該年度において災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務事させるため採用した職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費（第二条第一項第一号の表第六十五号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p> <p>七十二 共通 道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項相互に電気を記載した書類）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織の整備及び運用のために当該道庁が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で六〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>七十三 ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一五、〇〇〇、〇〇〇円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に五、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>七十四 お試しサテライトオフィスの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
---	---

<p>経費があること。</p> <p>七十一 災害 当該年度において災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務事させるため採用した職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費（第二条第一項第一号の表第六十五号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p> <p>七十二 共通 道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項相互に電気を記載した書類）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織の整備及び運用のために当該道庁が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で六〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>七十三 ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一五、〇〇〇、〇〇〇円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に五、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>七十四 お試しサテライトオフィスの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>	<p>経費があること。</p> <p>七十一 災害 当該年度において災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務事させるため採用した職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める特別職に属する地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費（第二条第一項第一号の表第六十五号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p> <p>七十二 共通 道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項相互に電気を記載した書類）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織の整備及び運用のために当該道庁が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該年度で六〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>七十三 ふるさとワーキングホリデーの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一五、〇〇〇、〇〇〇円に当該事業における全参加者の延べ滞在日数に五、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>七十四 お試しサテライトオフィスの実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は一〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
---	---

<p>あること。</p> <p>七十五 公立 大学等によ る地域連携 センターの 運営に要す る経費があ ること。</p>	<p>次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>一 次の算式によつて算定した額</p> <p>算式</p> $A \times 0.6$ <p>算式の符号</p> <p>A 地域連携センター（公立の大学等において地方団体等と連携して地域の課題の解決を図る取組を行う組織をいう。次号において同じ。）の運営のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>二 地域連携センターの運営のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>七十六 特定 有人国境離 島地域に係 る地域社会 の維持に要 する経費が あること。</p>	<p>国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定有人国境離島地域をいう。次条第一項第三号イの表第六十六号において同じ。）における地域社会の維持に関する事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十七 へき 地患者輸送 航空機の運 航等に要す る経費があ ること。</p>	<p>国の補助金を受けて施行するへき地患者輸送航空機運航支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十八 医療 的ケア児保 育支援事業 に要する経 費があるこ と。</p>	<p>国の補助金を受けて施行する医療的ケア児保育支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十九 ふる さと起業家 支援プロ ジェクトに 要する経費 があるこ と。</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>一 個人が道府県に対して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出する際に当該個人が特定の起業家（地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を行うおととする者）をいう。以下この号及び次号において同じ。）を選択した場合において、当該起業家が新たに開始する事業の用に供する施</p>

<p>あること。</p> <p>七十五 公立 大学等によ る地域連携 センターの 運営に要す る経費があ ること。</p>	<p>次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>一 次の算式によつて算定した額</p> <p>算式</p> $A \times 0.6$ <p>算式の符号</p> <p>A 地域連携センター（公立の大学等において地方団体等と連携して地域の課題の解決を図る取組を行う組織をいう。次号において同じ。）の運営のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>二 地域連携センターの運営のために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>七十六 特定 有人国境離 島地域に係 る地域社会 の維持に要 する経費が あること。</p>	<p>国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定有人国境離島地域をいう。次条第一項第三号イの表第六十六号において同じ。）における地域社会の維持に関する事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十七 へき 地患者輸送 航空機の運 航等に要す る経費があ ること。</p>	<p>国の補助金を受けて施行するへき地患者輸送航空機運航支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十八 医療 的ケア児保 育支援事業 に要する経 費があるこ と。</p>	<p>国の補助金を受けて施行する医療的ケア児保育支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>七十九 ふる さと起業家 支援プロ ジェクトに 要する経費 があるこ と。</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>一 個人が道府県に対して地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出する際に当該個人が特定の起業家（地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を行うおととする者）をいう。以下この号及び次号において同じ。）を選択した場合において、当該起業家が新たに開始する事業の用に供する施</p>

と。	<p>設の整備等に係る費用について、道府県が当該寄附金を財源に行う補助（次号において「補助」という。）の金額を超えない範囲に行う補助（次号において「上乗せ補助」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が二五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）</p> <p>二 前号に規定する補助又は上乗せ補助を受けようとする起業家の事業についての審査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
八十一 屋外分煙施設の整備等に要する経費があること。	<p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）</p> <p>算式</p> $A \times 0.5$ <p>算式の符号</p> <p>A 屋外分煙施設の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は5,000,000円のいずれか少ない額</p> <p>二 次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設の整備に対する補助をする道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）</p> <p>算式</p> $A \times 0.5$ <p>算式の符号</p> <p>A 民間事業者等（たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこ及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。）の製造、卸売又は輸入をする者を除く。）が実施する屋外分煙施設の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が当該補助の対象となる整備に要する経費に0.5を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額）又は2,500,000円のいずれか少ない額</p>
八十二 地域運営組織の経営力強化	<p>地域運営組織の経営力強化のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>

と。	<p>設の整備等に係る費用について、道府県が当該寄附金を財源に行う補助（次号において「補助」という。）の金額を超えない範囲に行う補助（次号において「上乗せ補助」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が二五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）</p> <p>二 前号に規定する補助又は上乗せ補助を受けようとする起業家の事業についての審査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
八十一 屋外分煙施設の整備等に要する経費があること。	<p>次の算式によつて算定した額（複数の屋外分煙施設を整備する道府県にあつては、施設ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。</p> <p>算式</p> $A \times 0.5$ <p>算式の符号</p> <p>A 屋外分煙施設の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は5,000,000円のいずれか少ない額</p>
八十二 地域運営組織の経営力強化	<p>地域運営組織の経営力強化のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>

<p>助金等を交付する事業に要する経費があること。</p> <p>八十七 地域</p> <p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式</p> <p>における多文化共生の推進に要する経費があること。</p> <p>八十八 文化</p> <p>国の補助金を受けて施行する文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>八十九 鳥獣</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 鳥獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条の規定に基づき事業実施地区内の市町村が定める被害防止計画において同計画の対象とされているものに限る。次号において同じ。）の広域捕獲活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 鳥獣の広域捕獲活動のための人材育成等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>九十 被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。</p> <p>九十一 利水ダム等の事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>	<p>助金等を交付する事業に要する経費があること。</p> <p>八十七 地域</p> <p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式</p> <p>における多文化共生の推進に要する経費があること。</p> <p>八十八 文化</p> <p>国の補助金を受けて施行する文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>八十九 鳥獣</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 鳥獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条の規定に基づき事業実施地区内の市町村が定める被害防止計画において同計画の対象とされているものに限る。次号において同じ。）の広域捕獲活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 鳥獣の広域捕獲活動のための人材育成等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>九十 被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。</p> <p>九十一 利水ダム等の事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>助金等を交付する事業に要する経費があること。</p> <p>八十七 地域</p> <p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式</p> <p>における多文化共生の推進に要する経費があること。</p> <p>八十八 文化</p> <p>国の補助金を受けて施行する文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>八十九 鳥獣</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 鳥獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条の規定に基づき事業実施地区内の市町村が定める被害防止計画において同計画の対象とされているものに限る。次号において同じ。）の広域捕獲活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 鳥獣の広域捕獲活動のための人材育成等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>九十 被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。</p> <p>九十一 利水ダム等の事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>	<p>助金等を交付する事業に要する経費があること。</p> <p>八十七 地域</p> <p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式</p> <p>における多文化共生の推進に要する経費があること。</p> <p>八十八 文化</p> <p>国の補助金を受けて施行する文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>八十九 鳥獣</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 鳥獣（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条の規定に基づき事業実施地区内の市町村が定める被害防止計画において同計画の対象とされているものに限る。次号において同じ。）の広域捕獲活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 鳥獣の広域捕獲活動のための人材育成等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>九十 被災者見守り・相談支援等事業に要する経費があること。</p> <p>九十一 利水ダム等の事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>

<p>前放流による損失の補填に要する経費があること。</p>	<p>した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>九十二 都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>	<p>都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>九十三 緊急消防援助隊の派遣又は出動準備に伴う経費があること。</p>	<p>被災地域への緊急消防援助隊の派遣又は出動準備に伴う経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>九十四 特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策推進事業又は官民連携浸水対策下水道事業のために国が補助金を交付する民間事業者等に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>九十五 私立専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）に基づき専門課程のうち職業実践専門課程として認定した課程に係る費用の補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>	<p>私立専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）に基づき専門課程のうち職業実践専門課程として認定した課程に係る費用の補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>九十六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第一項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（所有者不明土地対策する経費が計画に基づき所有者不明土地の発生の抑制のために対策を講ずべきとされたも</p>	<p>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第一項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（所有者不明土地対策する経費が計画に基づき所有者不明土地の発生の抑制のために対策を講ずべきとされたも</p>

<p>前放流による損失の補填に要する経費があること。</p>	<p>した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>九十二 都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>	<p>都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>九十三 緊急消防援助隊の派遣に伴う経費があること。</p>	<p>被災地域への緊急消防援助隊の派遣に伴う経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>九十四 特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策推進事業又は官民連携浸水対策下水道事業のために国が補助金を交付する民間事業者等に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>九十五 私立専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）に基づき専門課程のうち職業実践専門課程として認定した課程に係る費用の補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>	<p>私立専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）に基づき専門課程のうち職業実践専門課程として認定した課程に係る費用の補助に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>九十六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第一項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（所有者不明土地対策する経費が計画に基づき所有者不明土地の発生の抑制のために対策を講ずべきとされたも</p>	<p>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第一項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（所有者不明土地対策する経費が計画に基づき所有者不明土地の発生の抑制のために対策を講ずべきとされたも</p>

<p>あること。</p> <p>九十七 地域公共交通の再構築に要する経費があること。</p>	<p>の(に限る。)の対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。)第二十四条第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する鉄道事業再構築事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額</p> <p>二 地域公共交通活性化再生法第十四条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた道路運送高度化実施計画、同法第二十七条の三第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域旅客運送サービス継続実施計画又は同法第二十七条の十五第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する道路運送高度化事業、地域旅客運送サービス継続事業又は地域公共交通利便増進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p>
<p>九十八 建築物火災安全改修事業に要する経費があること。</p> <p>九十九 特定外来生物の防除等に要する経費があること。</p>	<p>国の交付金を受けて実施する建築物火災安全改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 国の交付金を受けて実施する特定外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。以下この号において同じ。)の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 地方単独事業として実施する特定外来生物の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額</p>
<p>百 連携協約に基づく専門人材の確保に要する経費があること。</p>	<p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式</p> $\frac{(A+B) \times 0.5}{A}$ <p>A 地方自治法第252条の2第1項に規定する連携協約(以下「連携協約」という。)に基づき市町村(指定都市、中核市及び都道府県庁所在地を除く。</p>

<p>あること。</p> <p>九十七 地域公共交通の再構築に要する経費があること。</p>	<p>の(に限る。)の対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。)第二十四条第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する鉄道事業再構築事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額</p> <p>二 地域公共交通活性化再生法第十四条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた道路運送高度化実施計画、同法第二十七条の三第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域旅客運送サービス継続実施計画又は同法第二十七条の十五第二項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画に基づき、国の補助金等を受けて実施する道路運送高度化事業、地域旅客運送サービス継続事業又は地域公共交通利便増進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p>
<p>九十八 建築物火災安全改修事業に要する経費があること。</p> <p>九十九 特定外来生物の防除等に要する経費があること。</p>	<p>国の交付金を受けて実施する建築物火災安全改修事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 国の交付金を受けて実施する特定外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。以下この号において同じ。)の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 地方単独事業として実施する特定外来生物の防除等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額</p>
<p>〔新設〕</p>	

以下この号において同じ。)に派遣する専門人材の募集に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額(当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。)

B 連携協約に基づき市町村に派遣する専門人材に係る人件費(地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合を除く。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額(当該額が専門人材一人につき6,223,000円を超えるときは、6,223,000円とする。)

二 次に掲げる事情を考慮して定める額

- イ 災害復旧に要する経費が多額であること。
- ロ 防災対策に要する経費が多額であること。
- ハ 人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。
- ニ 地域医療の確保等に要する経費が多額であること。
- ホ 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
- ヘ 低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。
- ト 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
- チ ヘき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。
- リ 自然環境の保全に要する経費が多額であること。
- ヌ エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。
- ル 公害対策に要する経費が多額であること。
- ロ 不法投棄対策に要する経費が多額であること。
- ワ 地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
- カ 鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。
- コ 交通安全対策に要する経費が多額であること。
- ク 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
- ケ 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
- コ ダム対策に要する経費が多額であること。
- ツ 地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。
- ネ 地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
- ナ 農林水産業の振興に要する経費が多額であること。
- ラ ため池があるため、特別の財政需要があること。
- ム 北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
- ウ 隣保館に要する経費が多額であること。
- エ 高等学校奨学事業に要する経費が多額であること。
- オ 小規模事業経営支援事業に要する経費が多額であること。
- カ 住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。

二 次に掲げる事情を考慮して定める額

- イ 災害復旧に要する経費が多額であること。
- ロ 防災対策に要する経費が多額であること。
- ハ 人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。
- ニ 地域医療の確保等に要する経費が多額であること。
- ホ 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
- ヘ 低湿地帯があるため、特別の財政需要があること。
- ト 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
- チ ヘき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。
- リ 自然環境の保全に要する経費が多額であること。
- ヌ エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。
- ル 公害対策に要する経費が多額であること。
- ロ 不法投棄対策に要する経費が多額であること。
- ワ 地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
- カ 鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。
- コ 交通安全対策に要する経費が多額であること。
- ク 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
- ケ 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
- コ ダム対策に要する経費が多額であること。
- ツ 地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。
- ネ 地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
- ナ 農林水産業の振興に要する経費が多額であること。
- ラ ため池があるため、特別の財政需要があること。
- ム 北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
- ウ 隣保館に要する経費が多額であること。
- エ 高等学校奨学事業に要する経費が多額であること。
- オ 小規模事業経営支援事業に要する経費が多額であること。
- カ 住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。

ク 道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
ヤ 関東ローマ地帯にある道路に要する経費が多額であること。
マ その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

三 次に掲げる額の合算額

イ 当該年度の六月分及び十二月分に係る超過支給額並びに当該年度の六月分及び十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかった超過支給額の合算額を基礎として算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において同じ。）

ロ 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者に対して当該年度に支給された通勤手当の額

ハ 退職することを理由として特別昇給した職員に対して当該年度に支給された退職手当の額のうち、当該特別昇給により増加した額

ニ 当該年度における地方自治法第二百四十二条に規定する寒冷地手当の支給総額（以下「寒冷地手当支給総額」という。）が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二条に定める額を当該道府県の条例に規定する寒冷地手当の額とみなして計算した寒冷地手当の支給総額（以下「みなし寒冷地手当支給総額」という。）を上回る道府県について、寒冷地手当支給総額からみなし寒冷地手当支給総額を控除して得た額

ホ 当該年度における地方自治法第二百四十二条に規定する地域手当の支給総額（以下「地域手当支給総額」という。）が、一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合（当該割合が人事院規則九一四九（地域手当）別表第一に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」（平成二十六年九月二日付け総務省給与能率推進室第十号通知）における地域手当の指定基準により算定した割合）を当該道府県の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額（以下「みなし地域手当支給総額」という。）を上回る道府県（地域手当支給総額がみなし地域手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）について、地域手当支給総額からみなし地域手当支給総額を控除して得た額

ヘ 各道府県の区域内の市町村について次条第一項第三号イの表第四十六号の規定により算定した額（農地転用の許可等に係るものに限る。）

四 第二条第一項第二号の額から同項第一号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2 第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額」と読み替えるものとする。

3 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかった額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第一号の額に、第二条第一項第

ク 道府県の知事又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること。
ヤ 関東ローマ地帯にある道路に要する経費が多額であること。
マ その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。

三 次に掲げる額の合算額

イ 当該年度の六月分及び十二月分に係る超過支給額並びに当該年度の六月分及び十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかった超過支給額の合算額を基礎として算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において同じ。）

ロ 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者に対して当該年度に支給された通勤手当の額

ハ 退職することを理由として特別昇給した職員に対して当該年度に支給された退職手当の額のうち、当該特別昇給により増加した額

ニ 当該年度における地方自治法第二百四十二条に規定する寒冷地手当の支給総額（以下「寒冷地手当支給総額」という。）が、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第二条に定める額を当該道府県の条例に規定する寒冷地手当の額とみなして計算した寒冷地手当の支給総額（以下「みなし寒冷地手当支給総額」という。）を上回る道府県について、寒冷地手当支給総額からみなし寒冷地手当支給総額を控除して得た額

ホ 当該年度における地方自治法第二百四十二条に規定する地域手当の支給総額（以下「地域手当支給総額」という。）が、一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合（当該割合が人事院規則九一四九（地域手当）別表第一に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」（平成二十六年九月二日付け総務省給与能率推進室第十号通知）における地域手当の指定基準により算定した割合）を当該道府県の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当の支給総額（以下「みなし地域手当支給総額」という。）を上回る道府県（地域手当支給総額がみなし地域手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）について、地域手当支給総額からみなし地域手当支給総額を控除して得た額

ヘ 各道府県の区域内の市町村について次条第一項第三号イの表第四十六号の規定により算定した額（農地転用の許可等に係るものに限る。）

四 第二条第一項第二号の額から同項第一号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

2 第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額」と読み替えるものとする。

3 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかった額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第一号の額に、第二条第一項第

二号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第三号の額を含めてこれらの額を算定するものとする。

二号に掲げる算定額に係るものについては第四条第一項第三号の額を含めてこれらの額を算定するものとする。

改正後

改正前

(市町村に係る三月分の算定方法)
 第五条 各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)を加えた額とする。
 一 次に掲げる額の合算額
 イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によって算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額

(市町村に係る三月分の算定方法)
 第五条 各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)を加えた額とする。
 一 次に掲げる額の合算額
 イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によって算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額

事項	算定方法						
一 災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。 二 前年度の十二月三十一日までに発生した災害(火災を除く。)について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値(前年度の一月一日以降に生じたものに限る。)で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかった数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額	次の各号によって算定した額の合算額とする。 一 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害(火災を除く。)について、第三条第一項第一号イの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者及び行方不明者の数</td> <td>八七五、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>障害者の数</td> <td>四三七、五〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	額	死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円	障害者の数	四三七、五〇〇円	
項目	額						
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円						
障害者の数	四三七、五〇〇円						

事項	算定方法						
一 災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。 二 前年度の十二月三十一日までに発生した災害(火災を除く。)について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値(前年度の一月一日以降に生じたものに限る。)で前年度までの特別交付税の算定の基礎に算入されなかった数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額	次の各号によって算定した額の合算額とする。 一 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害(火災を除く。)について、第三条第一項第一号イの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者及び行方不明者の数</td> <td>八七五、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>障害者の数</td> <td>四三七、五〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	額	死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円	障害者の数	四三七、五〇〇円	
項目	額						
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円						
障害者の数	四三七、五〇〇円						

<p>十 被災水産業者対策に要する経費</p>	<p>する経費があること。</p> <p>五 渇水対策に要する経費があること。</p> <p>六 被災地域の応援等に要する経費があること。</p> <p>七 災害対策に要する経費があること。</p> <p>八 不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。</p> <p>九 家畜伝染病対策に要する経費があること。</p> <p>十 被災水産業者対策に要する経費</p>
<p>前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。</p>	<p>前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合に要する経費）において当該年度に行つた応援等に要した経費を含み、第三条第一項第一号の表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは、「一・〇」と読み替えるものとする。</p> <p>前条第一項第一号の表第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>

<p>十 被災水産業者対策に要する経費</p>	<p>する経費があること。</p> <p>五 渇水対策に要する経費があること。</p> <p>六 被災地域の応援等に要する経費があること。</p> <p>七 災害対策に要する経費があること。</p> <p>八 不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。</p> <p>九 家畜伝染病対策に要する経費があること。</p> <p>十 被災水産業者対策に要する経費</p>
<p>前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。</p>	<p>前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（災害が発生するおそれがある場合に要する経費）において当該年度に行つた応援等に要した経費を含み、第三条第一項第一号の表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは、「一・〇」と読み替えるものとする。</p> <p>前条第一項第一号の表第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第四号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>

<p>があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第三十八号に規定する算定方法に準じて算定した額と</p>
<p>十一 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額と する。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二 条第一項第一号の表第五十一号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第七号」 と読み替えるものとする。</p>
<p>十二 高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額と する。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替え るものとする。</p>
<p>十三 災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額と する。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二 条第一項第一号の表第六十五号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第八号」 と読み替えるものとする。</p>
<p>十四 被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額と する。</p>
<p>十五 赤潮対策に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額と する。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第四十一号」とあ るのは「第三条第一項第一号イの表第九号」と読み替えるものとする。</p>
<p>十六 被災者見守り・相見守り・相談支援等事業に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第九十号に規定する算定方法に準じて算定した額とす る。</p>
<p>十七 緊急消防援助隊の</p>	<p>前条第一項第一号の表第九十三号に規定する算定方法に準じて算定した額と する。</p>

<p>があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第三十八号に規定する算定方法に準じて算定した額と</p>
<p>十一 災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額と する。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二 条第一項第一号の表第五十一号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第七号」 と読み替えるものとする。</p>
<p>十二 高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額と する。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替え るものとする。</p>
<p>十三 災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額と する。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二 条第一項第一号の表第六十五号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第八号」 と読み替えるものとする。</p>
<p>十四 被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第八十三号に規定する算定方法に準じて算定した額と する。</p>
<p>十五 赤潮対策に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額と する。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第四十一号」とあ るのは「第三条第一項第一号イの表第九号」と読み替えるものとする。</p>
<p>十六 被災者見守り・相見守り・相談支援等事業に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第九十号に規定する算定方法に準じて算定した額とす る。</p>
<p>十七 緊急消防援助隊の</p>	<p>前条第一項第一号の表第九十三号に規定する算定方法に準じて算定した額と する。</p>

<p>派遣に伴う経費があること。</p> <p>十八 緊急消防援助隊の受入れに要する経費があること。</p> <p>十九 消防団員の災害出動に係る経費があること。</p>	<p>緊急消防援助隊の受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p> <p>前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に発生した災害に關する出動に係るものとして市町村が支給した非常勤消防団員の出勤報酬及び費用弁償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>一 災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。</p> <p>二 干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。</p> <p>三 災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。</p>	<p>次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号口の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額</p> <p>二 次の表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第三条第一項第一号口の表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額</p> <p>二 前条第一項第一号の表第二号二に規定する算定方法に準じて算定した額</p> <p>当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害等について、第三条第一項第一号口の表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>

<p>派遣に伴う経費があること。</p> <p>十八 緊急消防援助隊の受入れに要する経費があること。</p> <p>十九 消防団員の災害出動に係る経費があること。</p>	<p>緊急消防援助隊の受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p> <p>前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に発生した災害に關する出動に係るものとして市町村が支給した非常勤消防団員の出勤報酬及び費用弁償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>
<p>一 災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。</p> <p>二 干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。</p> <p>三 災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。</p>	<p>次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号口の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額</p> <p>二 次の表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第三条第一項第一号口の表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額</p> <p>二 前条第一項第一号の表第二号二に規定する算定方法に準じて算定した額</p> <p>当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害等について、第三条第一項第一号口の表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>

<p>四 活動火山対策に要する経費がある場合。</p>	<p>次の算式によって算定した額とする。</p> <p>算式</p> $A \times 0.8 + B \times 0.8 + C \times 0.5$ <p>算式の符号</p> <p>A 国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）</p> <p>B 当該年度において単独事業として実施する防災官農施設整備事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）</p> <p>C 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業（Bに係る事業を除く。）に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）</p>
<p>五 文化財の災害復旧に要する経費がある場合。</p>	<p>前条第一項第一号の表第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第五十二号」とあるのは、「第三条第一項第一号の表第四号」と読み替えるものとする。</p>
<p>六 除排雪に要する経費があること。</p>	<p>指定都市にあつては、次の第一号の規定によつて算定した額（この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、当該額が負数となるときは、零とする。）とし、その他の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）のうち、いずれか大きい額とする。</p> <p>一 次の算式によつて算定した額</p> <p>算式</p> $(A - B) \times 0.5$ <p>算式の符号</p> <p>A 当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額</p> <p>二 次の算式によつて算定した額</p>

<p>四 活動火山対策に要する経費がある場合。</p>	<p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式</p> $A \times 0.8 + B \times 0.8 + C \times 0.5$ <p>算式の符号</p> <p>A 国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）</p> <p>B 当該年度において単独事業として実施する防災官農施設整備事業に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）</p> <p>C 当該年度において単独事業として実施する活動火山対策事業（Bに係る事業を除く。）に要する経費から地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債（緊急防災・減災事業債を除く。）の当該年度における元利償還金を含む。）</p>
<p>五 文化財の災害復旧に要する経費がある場合。</p>	<p>前条第一項第一号の表第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一項第一号の表第五十二号」とあるのは、「第三条第一項第一号の表第四号」と読み替えるものとする。</p>
<p>六 除排雪に要する経費があること。</p>	<p>指定都市にあつては、次の第一号の規定によつて算定した額（この規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、当該額が負数となるときは、零とする。）とし、その他の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）のうち、いずれか大きい額とする。</p> <p>一 次の算式によつて算定した額</p> <p>算式</p> $(A - B) \times 0.5$ <p>算式の符号</p> <p>A 当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額</p> <p>二 次の算式によつて算定した額</p>

	<p>算式 A×0.75-B 算式の符号 A 当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 B 当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額</p>
<p>算額</p> <p>二 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額 (表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額</p>	
<p>事項</p> <p>一 前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利</p>	<p>算定方法</p> <p>前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第三条第一項第二号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>

	<p>算式 A×0.75-B 算式の符号 A 当該年度において除排雪に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 B 当該年度の普通交付税の算定において除排雪経費として基準財政需要額に算入された額</p>
<p>算額</p> <p>二 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額 (表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額</p>	
<p>事項</p> <p>一 前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利</p>	<p>算定方法</p> <p>前年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等及び自然災害防止事業等に要する経費並びに災害対策基本法第百二条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の十一月一日以降において借り入れた地方債の元利償還金について、第三条第一項第二号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>

<p>償還金があること。</p> <p>二 予防接種による健康被害の救済措置に要する経費に要する経費があること。</p>	<p>二 予防接種法第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該市町村が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。</p>
<p>三 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第二号一、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十三号一、第三十九号、第四十四号、第四十五号、第四十七号、第四十八号、第四十九号一、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第六十号、第六十三号から第六十五号まで、第七十一号から第七十四号まで、第七十八号、第八十四号、第九十号、第九十一号及び第九十四号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額</p>	<p>三 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第二号一、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十三号一、第三十九号、第四十四号、第四十五号、第四十七号、第四十八号、第四十九号一、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第六十号、第六十三号から第六十五号まで、第七十一号から第七十四号まで、第七十八号、第八十四号、第九十号、第九十一号及び第九十四号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額</p>
<p>事項</p> <p>一 特定の疾病対策に要する経費があること。</p> <p>二 地方バス路線の運行維持に要する経費があること。</p> <p>三 特殊地下壕等対策事業に要する</p>	<p>算定方法</p> <p>一 特定の疾病について当該年度において実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>二 地方バス路線の運行維持に要する経費として、次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 国が行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>三 特殊地下壕等対策事業に要する</p> <p>前条第一項第一号の表第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>

<p>償還金があること。</p> <p>二 予防接種による健康被害の救済措置に要する経費に要する経費があること。</p>	<p>二 予防接種法第十五条第一項の規定に基づいて市町村長が行う予防接種による健康被害の救済措置に要する経費について、当該市町村が負担すべき額（当該年度の十二月三十一日までに、同項の規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る当該年度の負担額に前年度の一月一日以降にこれらの規定による厚生労働大臣の認定がなされた健康被害に係る前年度の負担額を合算した額）とする。</p>
<p>三 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第二号一、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十三号一、第三十九号、第四十四号、第四十五号、第四十七号、第四十八号、第四十九号一、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第六十号、第六十三号から第六十五号まで、第七十一号から第七十四号まで、第七十八号、第八十四号、第九十号、第九十一号及び第九十四号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額</p>	<p>三 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第二号一、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十三号一、第三十九号、第四十四号、第四十五号、第四十七号、第四十八号、第四十九号一、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第六十号、第六十三号から第六十五号まで、第七十一号から第七十四号まで、第七十八号、第八十四号、第九十号、第九十一号及び第九十四号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額</p>
<p>事項</p> <p>一 特定の疾病対策に要する経費があること。</p> <p>二 地方バス路線の運行維持に要する経費があること。</p> <p>三 特殊地下壕等対策事業に要する</p>	<p>算定方法</p> <p>一 特定の疾病について当該年度において実施する予防事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>二 地方バス路線の運行維持に要する経費として、次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 国が行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 当該市町村が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>三 特殊地下壕等対策事業に要する</p> <p>前条第一項第一号の表第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>

<p>経費がある ら)。</p> <p>四 医師を搭乗させた救急自動車の運営に要する経費があるら)。</p> <p>五 密集市街地の防災街区の整備に要する経費があるら)。</p>	<p>当該年度において、当該市町村が医師を搭乗させた救急自動車を運営するに要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。</p> <p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>算式 $(A+B+C) \times 0.8 + D \times 0.72$ 算式の符号</p> <p>A 建築物の建替えに係る補助(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号。以下この号において「密集市街地整備法」という。)第12条第1項の規定により行うものをいう。)であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額</p> <p>B 移転料の支払に係る補助(密集市街地整備法第29条第1項の規定により行うものをいう。)であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額(国の補助金の額を限度とする。)</p> <p>C 市町村借上住宅の家賃の減額(密集市街地整備法第22条第2項において準用する同法第21条第3項の規定により行うものをいう。)であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額</p> <p>D 阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた市町村が国の補助金を受けて施行する密集市街地整備促進事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>六 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に要する経費があるら)。</p> <p>七 離島航空路線の運行</p>	<p>前条第1項第1号の表第11号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替える</p>

<p>経費がある ら)。</p> <p>四 医師を搭乗させた救急自動車の運営に要する経費があるら)。</p> <p>五 密集市街地の防災街区の整備に要する経費があるら)。</p>	<p>当該年度において、当該市町村が医師を搭乗させた救急自動車を運営するに要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。</p> <p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>算式 $(A+B+C) \times 0.8 + D \times 0.72$ 算式の符号</p> <p>A 建築物の建替えに係る補助(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号。以下この号において「密集市街地整備法」という。)第12条第1項の規定により行うものをいう。)であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額</p> <p>B 移転料の支払に係る補助(密集市街地整備法第29条第1項の規定により行うものをいう。)であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額(国の補助金の額を限度とする。)</p> <p>C 市町村借上住宅の家賃の減額(密集市街地整備法第22条第2項において準用する同法第21条第3項の規定により行うものをいう。)であつて国の補助金を受けて行うものに要する経費のうち当該年度において市町村が負担すべき額</p> <p>D 阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた市町村が国の補助金を受けて施行する密集市街地整備促進事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>六 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に要する経費があるら)。</p> <p>七 離島航空路線の運行</p>	<p>前条第1項第1号の表第11号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替える</p>

<p>維持に要する経費があること。</p>	<p>維持に要するものとする。</p>
<p>八 包括外部 地方自治法第二百五十二条の第二項に規定する包括外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（当該額が、指定都市及び中核市にあつては、二〇、二〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二〇、二〇〇、〇〇〇円とし、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、七、七〇〇、〇〇〇円を超えるときは、七、七〇〇、〇〇〇円とする。）とする。</p>	<p>九 個別外部 個別外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、指定都市及び中核市にあつては、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定し、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する市町村にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、財政健全化計画等を複数策定しなければならない市町村又は一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした市町村等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、指定都市及び中核市にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、指定都市及び中核市以外の市、町村並びに一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。</p>
<p>十 中小企業 前条第一項第一号の表第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とす 対策に要する経費があることとする。</p>	<p>十 中小企業 前条第一項第一号の表第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とす 対策に要する経費があることとする。</p>
<p>十一 病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟</p>	<p>十一 病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟</p>

<p>維持に要する経費があること。</p>	<p>維持に要するものとする。</p>
<p>八 包括外部 地方自治法第二百五十二条の第二項に規定する包括外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（当該額が、指定都市及び中核市にあつては、二〇、二〇〇、〇〇〇円を超えるときは、二〇、二〇〇、〇〇〇円とし、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、七、七〇〇、〇〇〇円を超えるときは、七、七〇〇、〇〇〇円とする。）とする。</p>	<p>九 個別外部 個別外部監査契約を締結した市町村が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、指定都市及び中核市にあつては、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定し、指定都市及び中核市以外の市並びに町村にあつては、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等を組織する市町村にあつては、当該一部事務組合等が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、財政健全化計画等を複数策定しなければならない市町村又は一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）であつて、二以上の財政健全化計画等に係る当該監査を一の契約によることとした市町村等にあつては、総務大臣が調査した額が、策定を要する財政健全化計画等の数に、指定都市及び中核市にあつては一〇、一〇〇、〇〇〇円、指定都市及び中核市以外の市、町村並びに一部事務組合等にあつては三、八五〇、〇〇〇円を乗じて得た額を超えるときは、当該得た額とする。</p>
<p>十一 病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟</p>	<p>十一 病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟</p>

<p>等施設を除却等に要する経費があること。</p> <p>十二 明日香村整備計画に基づく事業の実施に要する経費があること。</p> <p>十三 浄化槽設置整備事業に要する経費があること。</p> <p>十四 座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。</p> <p>十五 特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。</p> <p>十六 観光立国の推進に要する経費があること。</p> <p>十七 災害拠点病院等が災害時にお</p>	<p>明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十号）による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和十五年法律第六十号）第四条第二項の規定により作成される明日香村整備計画に基づき明日香村が実施する事業のうち、同法第五条の規定により国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額と国船舶の油防除に要する経費のうち「〇・八」と読み替えるものとする。</p> <p>「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。</p> <p>国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。</p> <p>国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
---	--

<p>等施設を除却等に要する経費があること。</p> <p>十二 明日香村整備計画に基づく事業の実施に要する経費があること。</p> <p>十三 浄化槽設置整備事業に要する経費があること。</p> <p>十四 座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。</p> <p>十五 特別支援教育の就学奨励に要する経費があること。</p> <p>十六 観光立国の推進に要する経費があること。</p> <p>十七 災害拠点病院等が災害時にお</p>	<p>明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十号）による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和十五年法律第六十号）第四条第二項の規定により作成される明日香村整備計画に基づき明日香村が実施する事業のうち、同法第五条の規定により国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額と国船舶の油防除に要する経費のうち「〇・八」と読み替えるものとする。</p> <p>「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。</p> <p>国の補助金を受けて施行する特別支援教育就学奨励事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額とする。</p> <p>国際観光の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
---	--

<p>ける救急医療のために 行う備蓄に 要する経費 があるこ と。</p> <p>十八 農業共 済事業に要 する経費が あること。</p>	<p>ける救急医 療のために 行う備蓄に 要する経費 があるこ と。</p> <p>十八 農業共 済事業に要 する経費が あること。</p>
<p>十九 公債費 負担の計画 的な適正化 に要する経 費があるこ と。</p>	<p>ける救急医 療のために 行う備蓄に 要する経費 があるこ と。</p> <p>十八 農業共 済事業に要 する経費が あること。</p>
<p>十八 農業共 済事業に要 する経費が あること。</p> <p>十九 公債費 負担の計画 的な適正化 に要する経 費があるこ と。</p>	<p>ける救急医 療のために 行う備蓄に 要する経費 があるこ と。</p> <p>十八 農業共 済事業に要 する経費が あること。</p>

<p>を十八・〇パーセント未満に引き下げる市町村又はこれに準ずる市町村について、次の算式によつて算定した額(当該額が負数となるときは、零とする。)とする。</p> <p>算式 $A \times B \times (1 - (0.015 / C)) \times 0.5$ 算式の符号</p> <p>A 地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額(公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。)の比率</p> <p>C 当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額(公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。)に対する地方債の当該年度における支払利子額(公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。)の比率</p>	<p>を十八・〇パーセント未満に引き下げる市町村又はこれに準ずる市町村について、次の算式によつて算定した額(当該額が負数となるときは、零とする。)とする。</p> <p>算式 $A \times B \times (1 - (0.015 / C)) \times 0.5$ 算式の符号</p> <p>A 地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 地方債の当該年度における元利償還金の額に対する地方債の当該年度における支払利子額(公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。)の比率</p> <p>C 当該年度の前年度末における地方債の未償還元金の額(公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた未償還元金の額を除く。)に対する地方債の当該年度における支払利子額(公債費負担格差是正等の算定の基礎となつた支払利子額を除く。)の比率</p>
<p>二十 病院内 保育所の運営に要する経費があること。</p> <p>二十一 耐震 改修事業に要する経費があること。</p> <p>二十二 アスベスト改修 事業に要する経費があること。</p> <p>二十三 集落 対策に要する経費があること。</p> <p>二十四 携帯 電話等エリア整備事業 に要する経</p>	<p>二十 病院内 保育所の運営に要する経費があること。</p> <p>二十一 耐震 改修事業に要する経費があること。</p> <p>二十二 アスベスト改修 事業に要する経費があること。</p> <p>二十三 集落 対策に要する経費があること。</p> <p>二十四 携帯 電話等エリア整備事業 に要する経</p>

<p>費があること。</p> <p>二十五 地域 おこし協力 隊員の設置 等に要する 経費がある こと。</p> <p>二十六 定住 自立圏構想 の推進に要 する経費が あること。</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額</p> <p>二 地域おこし協力隊員の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>算式</p> $A \times 0.8 + B \times 0.5 + C \times 0.8 + D \times 0.2 + E \times 0.8$ <p>算式の符号</p>	<p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式</p> $A \times 0.8 + B \times 0.5 + C \times 0.8 + D \times 0.2 + E \times 0.8$ <p>算式の符号</p> <p>A 定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に必要な経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。）</p> <p>B 定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>C 定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>D へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>E AからDまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>二十七 地域 力創造のた めの外部人 材の活用に 要する経費 があること。</p>	<p>地域力創造のための外部人材の活用に関する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）又は五、六〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたものを活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円）のいずれか少ない額とする。</p>

<p>費があること。</p> <p>二十五 地域 おこし協力 隊員の設置 等に要する 経費がある こと。</p> <p>二十六 定住 自立圏構想 の推進に要 する経費が あること。</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額</p> <p>二 地域おこし協力隊員の支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>算式</p> $A \times 0.8 + B \times 0.5 + C \times 0.8 + D \times 0.2 + E \times 0.8$ <p>算式の符号</p>	<p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式</p> $A \times 0.8 + B \times 0.5 + C \times 0.8 + D \times 0.2 + E \times 0.8$ <p>算式の符号</p> <p>A 定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に必要な経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。）</p> <p>B 定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>C 定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>D へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>E AからDまでに掲げるもののほか、定住自立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>二十七 地域 力創造のた めの外部人 材の活用に 要する経費 があること。</p>	<p>地域力創造のための外部人材の活用に関する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）又は五、六〇〇、〇〇〇円（地域力創造に先進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたものを活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円）のいずれか少ない額とする。</p>

<p>二十八 指定暴力団対策に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
<p>二十九 コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>
<p>三十 傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。</p>	<p>実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。</p> <p>算式</p> $A \times \alpha$ <p>算式の符号</p> <p>A 次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）</p> <p>イ 過疎法第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項又は第42条に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村 実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行っている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額</p> <p>ロ 過疎市町村 実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>α 1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える</p>

<p>二十八 指定暴力団対策に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>
<p>二十九 コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。</p>	<p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号一において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>二 当該年度においてコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（第三条第一項第三号イの表第四十七号二において特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p>
<p>三十 傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費があること。</p>	<p>実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。</p> <p>算式</p> $A \times \alpha$ <p>算式の符号</p> <p>A 次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。）</p> <p>イ 過疎法第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項又は第42条に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村 実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は実施基準掲載医療機関が当該年度において救急搬送により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行っている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額</p> <p>ロ 過疎市町村 実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>α 1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える</p>

<p>三十一 非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。</p> <p>地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第六十九条の規定に基づき非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>	<p>三十二 離島高校生修学支援事業に要する経費があること。</p> <p>前条第一項第一号の表第四十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>三十三 電気通信に関する施設の維持管理に要する経費があること。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 離島地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域、過疎法第二条第一項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第三条第一項及び第二項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第四十一条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む）、第四十二条若しくは第四十四条第四項に規定する過疎地域又は過疎法附則第五条に規定する特定市町村の区域（過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む）を含む区域において、市町村若しくは一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費（次号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 国の補助金を受けて施行する離島伝送用専用線設備維持管理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した</p>
---	--	--

<p>三十一 非常勤職員の公務災害補償に要する経費があること。</p> <p>地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第六十九条の規定に基づき非常勤職員に対する公務災害補償に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。</p>	<p>三十二 離島高校生修学支援事業に要する経費があること。</p> <p>前条第一項第一号の表第四十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>三十三 電気通信に関する施設の維持管理に要する経費があること。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 離島地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域、過疎法第二条第一項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第三条第一項及び第二項（過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第四十一条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む）、第四十二条若しくは第四十四条第四項に規定する過疎地域又は過疎法附則第五条に規定する特定市町村の区域（過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む）を含む区域において、市町村若しくは一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費（次号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 国の補助金を受けて施行する離島伝送用専用線設備維持管理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した</p>
---	--	--

<p>と。</p> <p>四十 地域活性化起業者の受入れ等に要する経費が(あ)じ。</p>	<p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>算式 $A \times 0.5 + B + C \times 0.5$</p> <p>算式の符号</p> <p>A 地域活性化起業者の受入れの開始の日までに必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 (当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。)</p> <p>B 地域活性化起業者の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 (企業派遣型地域活性化起業者については、当該額が5,600,000円を超えるときは5,600,000円とし、副業型地域活性化起業者については、当該額が2,000,000円を超えるときは2,000,000円とする。)</p> <p>C 地域活性化起業者の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 (当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。)</p>
<p>四十一 多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九條第二項」とあるのは「第九條第一項」と、「一六〇〇〇〇〇〇円」とあるのは「九〇〇〇〇〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。</p>
<p>四十二 奄美群島振興に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。</p>
<p>四十三 小規模学童保育に要する経費があること。</p>	<p>単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇〇円を乗じて得た額とする。</p>
<p>四十四 公共施設等運営権の設定の準備に要す</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>

<p>と。</p> <p>四十 地域活性化起業者の受入れ等に要する経費が(あ)じ。</p>	<p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>算式 $A \times 0.5 + B + C \times 0.5$</p> <p>算式の符号</p> <p>A 地域活性化起業者の受入れの開始の日までに必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 (当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。)</p> <p>B 地域活性化起業者の受入れの開始の日からその終了の日までの期間に必要となる当該受入れに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 (当該額が5,600,000円を超えるときは5,600,000円とする。)</p> <p>C 地域活性化起業者の提案した事業の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 (当該額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。)</p>
<p>四十一 多面的機能支払及び環境保全型農業直接支払に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第九條第二項」とあるのは「第九條第一項」と、「一六〇〇〇〇〇〇円」とあるのは「九〇〇〇〇〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。</p>
<p>四十二 奄美群島振興に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。</p>
<p>四十三 小規模学童保育に要する経費があること。</p>	<p>単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五五、〇〇〇〇円を乗じて得た額とする。</p>
<p>四十四 公共施設等運営権の設定の準備に要す</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>

<p>る経費があること。</p> <p>四十五 空き家対策に要する経費があること。</p> <p>四十六 権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>国又は道府県からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。</p>	<p>四十七 大学等との連携による雇用に創出・若者定着の促進に要する経費があること。</p> <p>四十八 奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="849 161 957 1072"> <p>道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務</p> </td> <td data-bbox="957 161 1066 1072"> <p>一、九〇〇円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 161 1174 1072"> <p>農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務</p> </td> <td data-bbox="1174 161 1283 1072"> <p>一六、〇〇〇円</p> </td> </tr> </table> <p>前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。</p>	<p>道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務</p>	<p>一、九〇〇円</p>	<p>農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務</p>	<p>一六、〇〇〇円</p>
<p>道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務</p>	<p>一、九〇〇円</p>						
<p>農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務</p>	<p>一六、〇〇〇円</p>						

<p>る経費があること。</p> <p>四十五 空き家対策に要する経費があること。</p> <p>四十六 権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。</p>	<p>前条第一項第一号の表第五十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>国又は道府県からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。</p>	<p>四十七 大学等との連携による雇用に創出・若者定着の促進に要する経費があること。</p> <p>四十八 奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="849 1097 957 2009"> <p>道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務</p> </td> <td data-bbox="957 1097 1066 2009"> <p>一、九〇〇円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 1097 1174 2009"> <p>農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務</p> </td> <td data-bbox="1174 1097 1283 2009"> <p>一六、〇〇〇円</p> </td> </tr> </table> <p>前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。</p>	<p>道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務</p>	<p>一、九〇〇円</p>	<p>農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務</p>	<p>一六、〇〇〇円</p>
<p>道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務</p>	<p>一、九〇〇円</p>						
<p>農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務</p>	<p>一六、〇〇〇円</p>						

<p>四十九 移住・定住対策に要する経費があること。</p> <p>五十 海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。</p> <p>五十一 地域防災マネージャアの活用に要する経費があること。</p> <p>五十二 災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費があること。</p> <p>五十三 連携中核都市圏構想の推進に要する経費があること。</p>	<p>して総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）とする。）とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 移住コーディネート又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>前条第一項第一号の表第五十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第六十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>算式</p> $A \times 0.8 + B \times 0.5 + C \times 0.8 + D \times 0.2 + E \times 0.8$ <p>算式の符号</p> <p>A 連携中核都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。）</p> <p>B 連携中核都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該</p>
--	--

<p>四十九 移住・定住対策に要する経費があること。</p> <p>五十 海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。</p> <p>五十一 地域防災マネージャアの活用に要する経費があること。</p> <p>五十二 災害時帰宅困難者対策事業及び一時避難場所整備事業に要する経費があること。</p> <p>五十三 連携中核都市圏構想の推進に要する経費があること。</p>	<p>して総務大臣が調査した市町村（指定都市を除く。）にあつては、この限りではない。）とする。）とする。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 移住コーディネート又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>前条第一項第一号の表第五十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第六十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>算式</p> $A \times 0.8 + B \times 0.5 + C \times 0.8 + D \times 0.2 + E \times 0.8$ <p>算式の符号</p> <p>A 連携中核都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。）</p> <p>B 連携中核都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該</p>
--	--

<p>五十四 地方創生の推進に要する経費があること。</p> <p>五十五 投票所への移動支援等に要する経費があること。</p> <p>五十六 病虫害等の防除に要する経費があること。</p> <p>五十七 貝毒対策に要する経費があること。</p> <p>五十八 天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。</p> <p>五十九 湖沼</p>	<p>年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>Ｃ 連携中核都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>Ｄ へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中核都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>Ｅ ＡからＤまでに掲げるもののほか、連携中核都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「0.5」とあるのは、「0.8」と読み替えるものとする。</p> <p>市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一号の表第二十八号」とあるのは、「第三条第三号ロの表第九号」と読み替えるものとする。</p> <p>前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額と</p>	<p>五十四 地方創生の推進に要する経費があること。</p> <p>五十五 投票所への移動支援等に要する経費があること。</p> <p>五十六 病虫害等の防除に要する経費があること。</p> <p>五十七 貝毒対策に要する経費があること。</p> <p>五十八 天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。</p> <p>五十九 湖沼</p>	<p>年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>Ｃ 連携中核都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>Ｄ へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中核都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>Ｅ ＡからＤまでに掲げるもののほか、連携中核都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>前条第一項第一号の表第六十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「0.5」とあるのは、「0.8」と読み替えるものとする。</p> <p>市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「第二条第一号の表第二十八号」とあるのは、「第三条第三号ロの表第九号」と読み替えるものとする。</p> <p>前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額と</p>
---	--	---	--

の水質保全
に要する経
費があるこ
と。

六十 山岳遭
難又は海難
の救助に要
する経費が
あること。
前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額と
する。

六十一 塩害
対策に要す
る経費があ
ること。
前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とす
る。

六十二 共通
投票所の設
置に係る電
子計算機を
相互に電気
通信回線で
接続した電
子情報処理
組織による
選挙人名簿
の対照等に
使用する設
備の整備に
要する経費
があること。
前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額と
する。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替え
るものとする。

六十三 ふる
さとワーク
ングホリ
デーの実施
に要する経
費があるこ
と。
前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額と
する。

水質保全特
する。

別措置法に
より指定さ
れた湖沼の
水質保全に
要する経費
があること。
と。

六十 山岳遭
難又は海難
の救助に要
する経費が
あること。
前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額と
する。

六十一 塩害
対策に要す
る経費があ
ること。
前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とす
る。

六十二 共通
投票所の設
置に係る電
子計算機を
相互に電気
通信回線で
接続した電
子情報処理
組織による
選挙人名簿
の対照等に
使用する設
備の整備に
要する経費
があること。
前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額と
する。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替え
るものとする。

六十三 ふる
さとワーク
ングホリ
デーの実施
に要する経
費があるこ
と。
前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額と
する。

<p>費があること。</p> <p>六十四 お試 しサテライ トオフィス の実施に要 する経費が あること。</p> <p>六十五 公立 大学等によ る地域連携 センターの 運営に要す る経費があ ること。</p> <p>六十六 特定 有人国境離 島地域に係 る地域社会 の維持に要 する経費が あること。</p>	<p>費があること。</p> <p>六十四 お試 しサテライ トオフィス の実施に要 する経費が あること。</p> <p>六十五 公立 大学等によ る地域連携 センターの 運営に要す る経費があ ること。</p> <p>六十六 特定 有人国境離 島地域に係 る地域社会 の維持に要 する経費が あること。</p>
<p>前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第七十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。</p> <p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式 $A \times 0.5 + B \times 0.7$</p> <p>算式の符号</p> <p>A 国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>	<p>前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>前条第一項第一号の表第七十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。</p> <p>次の算式によつて算定した額とする。</p> <p>算式 $A \times 0.5 + B \times 0.7$</p> <p>算式の符号</p> <p>A 国の補助金を受けて実施する特定有人国境離島地域における地域社会の維持に関する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 国の行う特定有人国境離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>六十七 再編 推進事業に 要する経費 があること。</p> <p>六十八 沖縄 離島活性化 推進事業に 要する経費 があること。</p> <p>六十九 医療</p>	<p>六十七 再編 推進事業に 要する経費 があること。</p> <p>六十八 沖縄 離島活性化 推進事業に 要する経費 があること。</p> <p>六十九 医療</p>
<p>国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てらるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（地方債を起すことのできないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>	<p>国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てらるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（地方債を起すことのできないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>
<p>前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額と</p>	<p>前条第一項第一号の表第七十八号に規定する算定方法に準じて算定した額と</p>

<p>要する経費があること。</p> <p>七十六 地域 鉄道の代替 輸送運行事 援に要する 経費がある こと。</p> <p>七十七 地域 における多 文化共生の 推進に要す る経費があ ること。</p>	<p>要する経費があること。</p> <p>七十六 地域 鉄道の代替 輸送運行事 援に要する 経費がある こと。</p> <p>七十七 地域 における多 文化共生の 推進に要す る経費があ ること。</p>
<p>前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>次の各号によりて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 次の算式によりて算定した額</p> <p>算式 $A \times 0.8 + B \times 0.5$ </p> <p>算式の符号</p> <p>A 国の交付金を受けて実施する在留外国人に対する情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 国の補助金を受けて施行する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>二 次の算式によりて算定した額</p> <p>算式 $(A + B + C + D) \times 0.5$ </p> <p>算式の符号</p> <p>A 行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 多文化共生アドバイザーの活用及び多文化共生地域会議の開催に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>C 地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>D 災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>	<p>前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p> <p>次の各号によりて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 次の算式によりて算定した額</p> <p>算式 $A \times 0.8 + B \times 0.5$ </p> <p>算式の符号</p> <p>A 国の交付金を受けて実施する在留外国人に対する情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 国の補助金を受けて施行する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>二 次の算式によりて算定した額</p> <p>算式 $(A + B + C + D) \times 0.5$ </p> <p>算式の符号</p> <p>A 行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>B 多文化共生アドバイザーの活用及び多文化共生地域会議の開催に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>C 地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>D 災害時における外国人への情報伝達及び外国人向け防災対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
<p>七十八 高度 無線環境整 備推進事業 に要する経</p> <p>電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（地方公共団体を除く。）が国の補助金を受けて実施する高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>	<p>七十八 高度 無線環境整 備推進事業 に要する経</p> <p>電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（地方公共団体を除く。）が国の補助金を受けて実施する高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p>

<p>費があること。</p> <p>七十九 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>八十 消防団員の活動環境整備に要する経費があること。</p> <p>八十一 森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。</p>	<p>アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算出した額の合算額とする。</p> <p>一 消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費（現に普通自動車免許を受けていない者が準中型自動車免許を取得する場合及び現に普通自動車免許を受けている者が中型自動車免許又は大型自動車免許を取得する場合にあつては、普通自動車免許を受けている者の準中型自動車免許の取得に係る経費に相当する額）に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 消防団員が災害に対処するため出動した際に生じた自動車又は原動機付自転車に係る損害に対する共済事業に係る市町村の分担金及び保険事業に係る市町村の保険料の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額に〇・七を乗じて得た額とする。</p> <p>一 林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）</p> <p>二 森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）</p> <p>三 林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）</p> <p>四 森林所有者等から当該市町村への森林の寄附を促進することを目的として行う測量及び調査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>五 地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
---	--

<p>費があること。</p> <p>七十九 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>八十 消防団員の活動環境整備に要する経費があること。</p> <p>八十一 森林吸収源対策等の推進に要する経費があること。</p>	<p>アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十五条の規定により国の交付金を受けて実施する事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。</p> <p>次の各号によつて算出した額の合算額とする。</p> <p>一 消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費（現に普通自動車免許を受けていない者が準中型自動車免許を取得する場合及び現に普通自動車免許を受けている者が中型自動車免許又は大型自動車免許を取得する場合にあつては、普通自動車免許を受けている者の準中型自動車免許の取得に係る経費に相当する額）に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 消防団員が災害に対処するため出動した際に生じた自動車又は原動機付自転車に係る損害に対する共済事業に係る市町村の分担金及び保険事業に係る市町村の保険料の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額に〇・七を乗じて得た額とする。</p> <p>一 林地台帳等の運用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林地台帳等の運用に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）</p> <p>二 森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が森林所有者等の把握及び森林の土地の境界の確定等に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）</p> <p>三 林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該市町村が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）</p> <p>四 森林所有者等から当該市町村への森林の寄附を促進することを目的として行う測量及び調査等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p> <p>五 地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額</p>
---	--

八十二 特定 地域づくり 事業協同組 合が行う特 定地域づく り事業に補 助金等を交 付する事業 に要する経 費があるこ と。	六 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
八十三 特定 地域づくり 事業協同組 合の設立支 援に要する 経費がある こと。	特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十四 文化 観光拠点施 設を中核と した地域に おける文化 観光推進事 業に要する 経費がある こと。	前条第一項第一号の表第八十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
八十五 夜間 中学の設置 促進・充実 事業等に要 する経費が	国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業及び不登校児童生徒に対する支援推進事業（学びの多様な学校の設置促進）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

八十二 特定 地域づくり 事業協同組 合が行う特 定地域づく り事業に補 助金等を交 付する事業 に要する経 費があるこ と。	六 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業（造林、間伐及び保育をいう。以下同じ。）と一体として行う森林の有する公益的機能の向上に資する取組及び木材の搬出等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
八十三 特定 地域づくり 事業協同組 合の設立支 援に要する 経費がある こと。	特定地域づくり事業協同組合の設立支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
八十四 文化 観光拠点施 設を中核と した地域に おける文化 観光推進事 業に要する 経費がある こと。	前条第一項第一号の表第八十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
八十五 夜間 中学の設置 促進・充実 事業等に要 する経費が	国の補助金を受けて施行する夜間中学の設置促進・充実事業及び不登校特別校の設置促進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

<p>九十一 所有者不明土地</p> <p>前条第一項第一号の表第九十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>九十 特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。</p> <p>前条第一項第一号の表第九十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。</p>	<p>八十九 有害鳥獣の駆除に要する経費があること。</p> <p>第三条第一項第三号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額(同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。)とする。</p>	<p>八十八 森林病虫害等防除事業に要する経費があること。</p> <p>第三条第一項第三号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額(同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。)とする。</p>	<p>八十七 防災集団移転促進事業に要する経費があること。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三百二十二号)に基づき国の補助金を受けて施行する防災集団移転促進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から地方債及び都道府県貸付金を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 当該事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>三 当該事業に要する経費の財源に充てるため、都道府県から借り入れた都道府県貸付金の当該年度における当該市町村の元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額</p>	<p>八十六 地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。</p> <p>八十六 地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費があること。</p> <p>八十七 防災集団移転促進事業に要する経費があること。</p> <p>八十八 森林病虫害等防除事業に要する経費があること。</p> <p>八十九 有害鳥獣の駆除に要する経費があること。</p> <p>九十 特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。</p> <p>九十一 所有者不明土地</p>
---	--	---	--	--	--

<p>九十一 所有者不明土地</p> <p>前条第一項第一号の表第九十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</p>	<p>九十 特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。</p> <p>前条第一項第一号の表第九十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。</p>	<p>八十九 有害鳥獣の駆除に要する経費があること。</p> <p>第三条第一項第三号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額(同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。)とする。</p>	<p>八十八 森林病虫害等防除事業に要する経費があること。</p> <p>第三条第一項第三号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額(同号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。)とする。</p>	<p>八十七 防災集団移転促進事業に要する経費があること。</p> <p>次の各号によつて算定した額の合算額とする。</p> <p>一 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三百二十二号)に基づき国の補助金を受けて施行する防災集団移転促進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から地方債及び都道府県貸付金を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額</p> <p>二 当該事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>三 当該事業に要する経費の財源に充てるため、都道府県から借り入れた都道府県貸付金の当該年度における当該市町村の元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額</p>	<p>八十六 地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。</p> <p>八十六 地域プロジェクトマネージャーの設置に要する経費があること。</p> <p>八十七 防災集団移転促進事業に要する経費があること。</p> <p>八十八 森林病虫害等防除事業に要する経費があること。</p> <p>八十九 有害鳥獣の駆除に要する経費があること。</p> <p>九十 特定都市河川浸水被害対策推進事業等に要する経費があること。</p> <p>九十一 所有者不明土地</p>
---	--	---	--	--	--

等対策に要する経費があること。	九十二 地域の未来予測	次の算式によつて算定した額とする。 算式 (A+B) × 0.5
あること。	九十三 地域公共交通の再構築に要する経費があること。	算式の符号 A 地域の未来予測の複数の市町村による共同作成等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 B 地域の未来予測に基づくと広域連携の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 前条第一項第一号の表第九十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
あること。	九十四 建築物火災安全改修事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第九十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
あること。	九十五 特定外来生物の防除等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第九十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
あること。	九十六 消防団員の年額報酬等に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 一 消防団員のうち、「団員」の階級にある者について、次の算式によつて算定した額 算式 〔59,555 円 × (A / 36,500 円)〕 - (28,467,000 円 × B × C × D / 100,000 人) × 2] × 0.5 C × D に小数点以下 3 位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、A / 36,500 円に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、59,555 円 × A / 36,500 円、28,467,000 円 × B × C × D / 100,000 人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

等対策に要する経費があること。	九十二 地域の未来予測	次の算式によつて算定した額とする。 算式 (A+B) × 0.5
あること。	九十三 地域公共交通の再構築に要する経費があること。	算式の符号 A 地域の未来予測の複数の市町村による共同作成等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 B 地域の未来予測に基づくと広域連携の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 前条第一項第一号の表第九十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
あること。	九十四 建築物火災安全改修事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第九十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
あること。	九十五 特定外来生物の防除等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第九十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
あること。	九十六 消防団員の年額報酬等に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 一 消防団員のうち、「団員」の階級にある者について、次の算式によつて算定した額 算式 〔59,555 円 × (A / 36,500 円)〕 - (28,467,000 円 × B × C × D / 100,000 人) × 2] × 0.5 C × D に小数点以下 3 位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、A / 36,500 円に整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、59,555 円 × A / 36,500 円、28,467,000 円 × B × C × D / 100,000 人に千円未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。

＜専門人材
の確保に要
する経費が
多額である
こと＞

$(A+B+C) \times 0.5$
算式の符号

A 連携協約に基づき他の市町村（指定都市、中核市及び都道府県庁所在地を除く。以下この号において同じ。）に派遣する専門人材の募集に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。）

B 連携協約に基づき他の市町村に派遣する専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が専門人材一人につき5,659,000円を超えるときは、5,659,000円とする。）

C 連携協約に基づき市町村が他の地方公共団体から派遣を受けた専門人材に係る人件費（地方自治法第252条の17の規定による派遣の場合に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額は、専門人材一人につき、都道府県から派遣を受ける場合には6,223,000円、それ以外の場合には5,659,000円を上限とし、連携協約に基づき当該人材を受け入れる市町村における一の職につき派遣初年度に限る。）

□ 次に掲げる事情を考慮して定める額

- (1) 災害復旧に要する経費が多額であること。
- (2) 防災対策に要する経費が多額であること。
- (3) 人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。
- (4) 人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。
- (5) 地域医療の確保等に要する経費が多額であること。
- (6) 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
- (7) 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
- (8) 山村振興対策に要する経費が多額であること。
- (9) へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。
- (10) 交通安全対策に要する経費が多額であること。
- (11) 青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
- (12) 博物館があるため、特別の財政需要があること。
- (13) 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
- (14) 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
- (15) ダム対策に要する経費が多額であること。
- (16) 地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。
- (17) 地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
- (18) 消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。
- (19) 農林水産業の振興に要する経費が多額であること。

□ 次に掲げる事情を考慮して定める額

- (1) 災害復旧に要する経費が多額であること。
- (2) 防災対策に要する経費が多額であること。
- (3) 人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。
- (4) 人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。
- (5) 地域医療の確保等に要する経費が多額であること。
- (6) 特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
- (7) 過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
- (8) 山村振興対策に要する経費が多額であること。
- (9) へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。
- (10) 交通安全対策に要する経費が多額であること。
- (11) 青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
- (12) 博物館があるため、特別の財政需要があること。
- (13) 公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
- (14) 外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
- (15) ダム対策に要する経費が多額であること。
- (16) 地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。
- (17) 地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
- (18) 消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。
- (19) 農林水産業の振興に要する経費が多額であること。

- (20) ため池があるため、特別の財政需要があること。
 - (21) 北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
 - (22) 自然環境の保全に要する経費が多額であること。
 - (23) エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。
 - (24) 公害対策に要する経費が多額であること。
 - (25) 不法投棄対策に要する経費が多額であること。
 - (26) 地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
 - (27) 鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。
 - (28) 下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
 - (29) 隣保館に要する経費が多額であること。
 - (30) 住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
 - (31) 人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
 - (32) 市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること
 - (33) その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。
- 四 次に掲げる額の合算額
- イ 前条第一項第三号の額の算定方法に準じて算定した額
- ロ 第三条第一項第四号の額から同項第三号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）
- 五 第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）
- 2 第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「各道府県」とあるのは「各市町村」と、「当該道府県」とあるのは「当該市町村」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。
- 3 第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号イに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号イの額に、第三条第一項第一号ロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号ロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条第一項第三号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第四号イの額に、第三条第一項第五号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第五号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

- (20) ため池があるため、特別の財政需要があること。
 - (21) 北方領土問題対策に要する経費が多額であること。
 - (22) 自然環境の保全に要する経費が多額であること。
 - (23) エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の推進に要する経費が多額であること。
 - (24) 公害対策に要する経費が多額であること。
 - (25) 不法投棄対策に要する経費が多額であること。
 - (26) 地下水の汚染対策に要する経費が多額であること。
 - (27) 鳥獣害の防止及び病害虫の防除に要する経費が多額であること。
 - (28) 下水汚染処理対策に要する経費が多額であること。
 - (29) 隣保館に要する経費が多額であること。
 - (30) 住宅新築資金等貸付事業に要する経費が多額であること。
 - (31) 人権教育及び人権啓発に要する経費が多額であること。
 - (32) 市町村の長又は議会の議員に係る特別選挙等があるため、特別の財政需要があること
 - (33) その他財政需要又は財政収入が過大又は過少であること。
- 四 次に掲げる額の合算額
- イ 前条第一項第三号の額の算定方法に準じて算定した額
- ロ 第三条第一項第四号の額から同項第三号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）
- 五 第三条第一項第五号の額から、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と同項第二号の額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）
- 2 第二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「各道府県」とあるのは「各市町村」と、「当該道府県」とあるのは「当該市町村」と、「当該額のうち同項第三号の額を除き、その」とあるのは「当該額の」と読み替えるものとする。
- 3 第三条第一項第一号から第五号までに掲げる算定額のうち、当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入すべき額で、当該基礎に算入しなかつた額がある場合には、当該額を当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に算入することができる。この場合において、同項第一号イに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号イの額に、第三条第一項第一号ロに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第一号ロの額に、第三条第一項第二号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第二号の額に、第三条第一項第三号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第三号の額に、第三条第一項第四号イに掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第四号イの額に、第三条第一項第五号に掲げる算定額に係るものについては第五条第一項第五号の額に含めてこれらの額を算定するものとする。

附則

(道府県に係る三月分の算定方法の特例)

第六条 令和六年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(第三号、第四号、第八号、第十一号、第十四号から第十六号まで、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第三十一号、第三十五号、第三十六号及び第四十一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 当該年度において普通交付税に関する省令第二十七条第四号により過大に係る額として算定した額が、同条第一号から第三号までの規定により算定した額を超える場合における当該超える額

二 次によつて算定した額の合算額

イ 水俣病問題の最終的かつ全面的解決に伴い、一時金支払資金に係る金融支援を行うとともに水俣病の発生によつて経済的かつ社会的に深刻な影響を受けた地域(以下「水俣病影響地域」という。)の協調及び発展に関する事業を推進することにより、当該地域の再生及び振興に寄与することを目的とする旧民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。)に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額(水俣病影響地域の再生及び振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人の当該施設の設置に係る支援に必要な資金に充てるべきものとして出資するために借り入れた地方債にあつては、当該年度における元利償還金の額)に〇・八を乗じて得た額

ロ 水俣及び芦北地域における環境配慮型の先端技術の研究開発を支援することにより、水俣病影響地域の振興及び発展に寄与することを目的とする旧民法法人に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額

ハ 国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ニ 国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因と

附則

(道府県に係る三月分の算定方法の特例)

第六条 令和五年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(第三号、第四号、第八号、第十一号、第十四号から第十六号まで、第二十五号、第二十七号、第二十八号、第三十四号及び第三十五号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 当該年度において普通交付税に関する省令第二十七条第四号により過大に係る額として算定した額が、同条第一号から第三号までの規定により算定した額を超える場合における当該超える額

二 次によつて算定した額の合算額

イ 水俣病問題の最終的かつ全面的解決に伴い、一時金支払資金に係る金融支援を行うとともに水俣病の発生によつて経済的かつ社会的に深刻な影響を受けた地域(以下「水俣病影響地域」という。)の協調及び発展に関する事業を推進することにより、当該地域の再生及び振興に寄与することを目的とする旧民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。)に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額(水俣病影響地域の再生及び振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人の当該施設の設置に係る支援に必要な資金に充てるべきものとして出資するために借り入れた地方債にあつては、当該年度における元利償還金の額)に〇・八を乗じて得た額

ロ 水俣及び芦北地域における環境配慮型の先端技術の研究開発を支援することにより、水俣病影響地域の振興及び発展に寄与することを目的とする旧民法法人に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額

ハ 国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における利子支払額

ニ 国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因と

なる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成十二年度から当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成十二年八月以降に発行について同意又は許可を得た地方債に限る。）の当該年度における元利償還金（当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

ホ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

ハ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

三 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号。以下「高齢者居住安定確保法施行令」という。）第六条第一号又は第二号に規定する賃貸住宅の建設又は整備に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第四条、第六条第三号又は第八号第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

四 国が補助金を交付する鉄道事業者等に対して、旅客施設に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

五 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第九条第二項に規定する同意特定鉄道の整備を促進することを目的として行う同法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。）への出資又は貸付けのため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・一を乗じて得た額

六 国の補助金を受けて施行する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七 次によつて算定した額の合算額

イ 国の補助金を受けて施行する沖縄北部連携促進特別振興事業（非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ 国の補助金を受けて施行する沖縄北部特別振興対策事業の財源に充てるため平成二十一年度までに借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額

なる物質を排出した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成十二年度から当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成十二年八月以降に発行について同意又は許可を得た地方債に限る。）の当該年度における元利償還金（当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

ホ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

ハ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第五条に基づく一時金の支給に伴い、一時金支給資金に係る金融支援を行う法人への出資に係る経費に充てるため、当該年度の前年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（当該年度において一時金支給資金に係る金融支援を行う法人から償還される額を除く。）に〇・二を乗じて得た額

三 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号。以下「高齢者居住安定確保法施行令」という。）第六条第一号又は第二号に規定する賃貸住宅の建設又は整備に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第四条、第六条第三号又は第八号第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

四 国が補助金を交付する鉄道事業者等に対して、旅客施設に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

五 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第九条第二項に規定する同意特定鉄道の整備を促進することを目的として行う同法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除く。）への出資又は貸付けのため借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・一を乗じて得た額

六 国の補助金を受けて施行する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七 次によつて算定した額の合算額

イ 国の補助金を受けて施行する沖縄北部連携促進特別振興事業（非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ 国の補助金を受けて施行する沖縄北部特別振興対策事業の財源に充てるため平成二十一年度までに借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一を乗じて得た額

八 当該年度の道府県における運輸事業振興助成交付金の交付予定額から同年度の当該道府県の基準財政需要額の算定に用いた当該交付金に係る額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

九 沖縄県不発弾等安全基金の造成のための出えんに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）

十 子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十一 森林法第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十二 中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三 配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十四 複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための回線の整備、データの移行、コンサルタントによる導入支援、導入後の実務処理に係る研修及びコンサルタントによる新システム安定稼働のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十五 国の行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う森林・山村多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十六 国の行う水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う水産多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十七 国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十八 国の行う離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十九 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により、激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業において、道府県が災害査定に関連した事務の外部委託に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

八 当該年度の道府県における運輸事業振興助成交付金の交付予定額から同年度の当該道府県の基準財政需要額の算定に用いた当該交付金に係る額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

九 沖縄県不発弾等安全基金の造成のための出えんに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）

十 子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十一 森林法第十条の五の規定に基づき当該道府県の区域内の市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該道府県が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十二 中国残留邦人の帰国援護に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三 配偶者からの暴力及びストーカー行為等の防止並びに被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十四 複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための回線の整備、データの移行、コンサルタントによる導入支援、導入後の実務処理に係る研修及びコンサルタントによる新システム安定稼働のための支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十五 国の行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う森林・山村多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十六 国の行う水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する取組への支援と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う水産多面的機能発揮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十七 国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十八 国の行う離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該道府県が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十九 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により、激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業において、道府県が災害査定に関連した事務の外部委託に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十 令和元年山形県沖を震源とする地震及び同年房総半島台風のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十 令和四年福島県沖を震源とする地震のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業の基幹事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十一 令和元年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十二 令和三年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十三 令和四年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十四 国が実施する新資源管理導入円滑化等推進事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として実施する減船及び休漁漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十五 国の補助金を受けて実施する沖繩子供貧困緊急対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十六 次によつて算定した額の合算額
イ 地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ 地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に

〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十七 国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（分収林特別措置法第二条第一項に規定する分収造林契約（次条第五項第二十四号において「分収造林契約」という。）及び同法第二条第二項に規定する分収育林契約（次条第五項第二十四号において「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

〔削る〕

〔削る〕

二十一 令和四年福島県沖を震源とする地震のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業の基幹事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十二 令和元年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十三 令和三年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十四 令和四年福島県沖を震源とする地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十五 国が実施する新資源管理導入円滑化等推進事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として実施する減船及び休漁漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十六 国の補助金を受けて実施する沖繩子供貧困緊急対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十七 次によつて算定した額の合算額
イ 地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ 地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に

〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十八 国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（分収林特別措置法第二条第一項に規定する分収造林契約（次条第五項第二十四号において「分収造林契約」という。）及び同法第二条第二項に規定する分収育林契約（次条第五項第二十四号において「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

二十九 令和二年から令和三年までの冬期の大雪及び令和三年福島県沖を震源とする地震のため強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

三十 令和四年福島県沖を震源とする地震のため農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

〔削る〕

二十八 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

二十九 令和二年七月豪雨のため国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（当該道府県が補助金として支出する額に対する国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

【別表】

三十一 自治体行政のスマート化に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.3 + (B + C) \times 0.5$$

算式の符号

- A 当該道府県が行う RPA の導入に要する経費（B に掲げるものを除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
- B 当該道府県が他の地方公共団体と共同で行う RPA の導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
- 【別表】

C 当該道府県における職員向けテレワークの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三十二 国が補助金を交付する自動車運送事業者等に対して、車両（バス車両の整備において、車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、移動等円滑化のために必要な措置を講ずる場合に限る。）に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

三十三 次によつて算定した額の合算額

I 当該道府県が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ 当該年度の基準財政需要額の算定に用いた警察費に係る補正後の測定単位の数値に単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇〇〇一を乗じて得た額

三十四 令和三年度に北海道で発生した赤潮のため国が補助金を交付する漁業者団体等が組織する協議会に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額

三十五 福徳岡ノ場噴火に伴う軽石漂着対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・

三十一 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

三十二 令和二年七月豪雨のため国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（当該道府県が補助金として支出する額に対する国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

三十三 当該道府県の業務に従事しようとする外国人又は語学指導等を行う私立学校の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三十四 自治体行政のスマート化に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.3 + (B + C + D) \times 0.5$$

算式の符号

- A 当該道府県が行う RPA の導入に要する経費（B に掲げるものを除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
- B 当該道府県が他の地方公共団体と共同で行う RPA の導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
- C 施設の点検の効率化・充実に資する ICT データベースシステム、無人航空機等の導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
- D 当該道府県における職員向けテレワークの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三十五 国が補助金を交付する自動車運送事業者等に対して、車両（バス車両の整備において、車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、移動等円滑化のために必要な措置を講ずる場合に限る。）に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

三十六 次によつて算定した額の合算額

I 当該道府県が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ 当該年度の基準財政需要額の算定に用いた警察費に係る補正後の測定単位の数値に単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇〇〇一を乗じて得た額

三十七 令和三年度に北海道で発生した赤潮のため国が補助金を交付する漁業者団体等が組織する協議会に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額

三十八 福徳岡ノ場噴火に伴う軽石漂着対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・

五を乗じて得た額

〔削る〕

三十五 第二条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号一の表中「一、一七四、〇〇〇円」とあるのは「一、二一〇、〇〇〇円」と、「三七五、〇〇〇円」とあるのは「四四五、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五四九、〇〇〇円」とあるのは「一、五六一、〇〇〇円」と、「一、〇三三、〇〇〇円」とあるのは「一、〇四一、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、二三八、〇〇〇円」とあるのは「一〇、五一四、〇〇〇円」と、同号四の表中「六、五〇〇、〇〇〇円」とあるのは「六、五九四、〇〇〇円」と、「五、一〇〇、〇〇〇円」とあるのは「五、一七四、〇〇〇円」と、「三、四三五、〇〇〇円」とあるのは「三、四八五、〇〇〇円」と、「二、七五〇、〇〇〇円」とあるのは「二、七九〇、〇〇〇円」と、同号五中「一、五七五、〇〇〇円」とあるのは「一、五九九、〇〇〇円」と読み替えるものとする。）から第一条第一項第一号の表第九号の規定により算定した額を控除した額

三十六 第二条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号一の表中「二、一七四、〇〇〇円」とあるのは「二、二一〇、〇〇〇円」と、「一、五三三、〇〇〇円」とあるのは「一、六一三、〇〇〇円」と、「三七五、〇〇〇円」とあるのは「四四五、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五四九、〇〇〇円」とあるのは「一、五六一、〇〇〇円」と、「一、〇三三、〇〇〇円」とあるのは「一、〇四一、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、二三八、〇〇〇円」とあるのは「一〇、五一四、〇〇〇円」と、同号五の表中「六、五〇〇、〇〇〇円」とあるのは「六、五九四、〇〇〇円」と、「五、一〇〇、〇〇〇円」とあるのは「五、一七四、〇〇〇円」と、「三、四三五、〇〇〇円」とあるのは「三、四八五、〇〇〇円」と、「二、七五〇、〇〇〇円」とあるのは「二、七九〇、〇〇〇円」と、同号六中「一、五七五、〇〇〇円」とあるのは「一、五九九、〇〇〇円」と読み替えるものとする。）から第二条第一項第一号の表第四十五号の規定により算定した額を控除した額

三十七 附則第四条第一項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「45,000円」とあるのは「46,000円」と、「64,000円」とあるのは「66,000円」と、「31,000円」とあるのは「32,000円」と読み替えるものとする。）から附則第四条第一項第一号の規定により算定した額を控除した額

三十八 国の補助金を受けて施行する沖縄観光人材不足緊急対策事業及び沖縄観光景観形成支援事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十九 国の補助金を受けて施行する沖縄持続可能な交通環境構築推進事業（地方債を起す

五を乗じて得た額

三十九 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）による情報連携の正確性の確保に向けた総点検（「マイナンバー情報総点検に係る個別データの点検対象機関について」（令和五年九月六日付け改訂三千二百五十九号、デ社第三百五十一号）に基づき実施したものに限る。）に係るシステム改修に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（複数の事務に対して点検を実施する道府県にあつては、事務ごとに算定した額の合算額とする。）

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

ことができないものに限る。)に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四十 災害のためへき児童生徒等援助費補助金を受けて実施する都道府県立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額(令和六年度における当該災害に係るもの又は令和六年度能登半島地震に係るものに限る。)

四十一 道府県の行う職員に対する研修(当該道府県の人材育成に関する基本方針に基づく新たな政策課題に係るものであって、当該道府県の区域内の市町村又は区域外の市町村の職員をその対象に含むものに限る。)に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

2 平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。))を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第十三条第一項の規定により実施する処分等措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

3 令和元年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覽表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。))を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

4 令和六年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加

〔新設〕

2 平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。))を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 総務大臣が定める基準による地方公会計の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第十三条第一項の規定により実施する処分等措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

3 令和元年度から令和六年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覽表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。))を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

4 令和五年度に限り、第四条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度の基準財政需要額の算定に用いた恩給費に係る額の算定が過少であることを考慮して定める額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加

えた額とする。

5 令和六年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号イの規定にかかわらず、次に掲げる事由により当該年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額とする。

一 一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下この号及び次号において「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二 期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行っていること。

6 令和六年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下この項において「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）附則第六項から第八項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下この項において「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

7 令和六年度から令和十一年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、救急安心センター事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

8 令和七年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、国の補助金等を受けて実施する盛土の安全性を把握するための調査及び防災対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（国の補助率が三分の二となる場合にあつては〇・七、十分の七となる場合にあつては〇・八）を乗じて得た額を加えた額とする。

9 令和七年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、旧公害防止対策事業（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項に規定する公害防止対策事業と同種であり、かつ、一体として実施される事業をいう。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額を加えた額とする。

10 令和五年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一 次に掲げる額の合算額に〇・七を乗じて得た額

イ 市町村のデジタル化（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会の形成に資する取組をいう。以下同じ。）の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとし

えた額とする。

5 令和五年度に限り、第四条第一項の規定の適用については、同項第三号イの額は、同号イの規定にかかわらず、次に掲げる事由により当該年度において過大に支給される給与の額として総務大臣が調査した額とする。

一 一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当（以下この号及び次号において「期末勤勉手当」という。）の支給割合並びに当該道府県の人事委員会の勧告に係る期末勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用いること。

二 期末勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行っていること。

6 令和五年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下この項において「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）附則第二十一項から第二十三項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下この項において「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

7 令和三年度から令和五年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、救急安心センター事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

8 令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、国の補助金等を受けて実施する盛土の安全性を把握するための調査及び防災対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（国の補助率が三分の二となる場合にあつては〇・七、十分の七となる場合にあつては〇・八）を乗じて得た額を加えた額とする。

9 令和三年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、旧公害防止対策事業（旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項に規定する公害防止対策事業と同種であり、かつ、一体として実施される事業をいう。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四五を乗じて得た額を加えた額とする。

10 令和五年度から令和七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一 次に掲げる額の合算額に〇・七を乗じて得た額

イ 市町村のデジタル化（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会の形成に資する取組をいう。以下同じ。）の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を任用等するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとし

て総務大臣が調査した額（当該外部人材等一人当たりの当該額が二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは当該外部人材等一人当たり二〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

ロ 市町村のデジタル化の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二 当該道府県におけるデジタル化の取組の中核となる職員の育成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

11 令和五年度から令和八年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第一項に規定する協議会が策定する地域職業訓練実施計画に基づき、当該道府県が地方単独事業として行う地域におけるリスクリングの推進に関する事業（将来において成長発展が期待される分野における事業であつて、中小企業等の経営者、従業員等に対して行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

12 令和六年度及び令和七年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一 消防学校における女性の消防吏員の利用に供する施設の整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二 令和七年に開催される国際博覧会における万博国際交流自治体として登録された道府県による交流計画の実施に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条 令和六年度に限り、第五条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一 水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二 前条第一項第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

〔削る〕

三 前条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額

〔削る〕

て総務大臣が調査した額（当該外部人材等一人当たりの当該額が二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは当該外部人材等一人当たり二〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

ロ 市町村のデジタル化の推進に係る支援業務に従事する外部人材等を募集するための経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは一、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二 当該道府県におけるデジタル化の取組の中核となる職員の育成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

11 令和五年度から令和八年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第一項に規定する協議会が策定する地域職業訓練実施計画に基づき、当該道府県が地方単独事業として行う地域におけるリスクリングの推進に関する事業（将来において成長発展が期待される分野における事業であつて、中小企業等の経営者、従業員等に対して行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額を加えた額とする。

〔新設〕

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条 令和五年度に限り、第五条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一 水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二 前条第一項第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

三 前条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額

四 前条第一項第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

五 前条第一項第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

〔削る〕

四 前条第一項第三十三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

五 前条第一項第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

六 国の補助金を受けて実施する災害公営住宅の家賃低廉化事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

2 平成二十九年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、健全化法第二条第六号に規定する財政の再生が長期にわたり図られてきており、そのまま継続されれば、人口の著しい減少及び少子高齢化が更に進み、地域社会における活力が低下し続け、地域の自立的発展に支障が生ずる事態になるおそれがある場合に、当該事態になることを防止するため、財政再生計画について健全化法第十条第三項の規定による総務大臣の同意を得た健全化法第九条第四項に規定する財政再生団体が行う事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3 令和六年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額又は次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一 特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）による改正前の特別交付税に関する省令第五条第一項第一号ロの表第三号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額

二 災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第三条第一項第三号イの表第六十号及び同表第六十二号の規定により算定した額（令和六年度における当該災害に係るもの又は令和六年能登半島地震に係るものに限る。）を控除した額

4 令和六年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、普通交付税に関する省令第三十四条（ただし書を除く。）の規定により算定した額が負となる場合における当該負となる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5 令和六年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第二号、第三号、第八号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第三十一号及び第三十三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨

六 前条第一項第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額

七 前条第一項第三十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八 前条第一項第三十八号に規定する算定方法に準じて算定した額

九 国の補助金を受けて実施する災害公営住宅の家賃低廉化事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

2 平成二十九年度から令和八年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、健全化法第二条第六号に規定する財政の再生が長期にわたり図られてきており、そのまま継続されれば、人口の著しい減少及び少子高齢化が更に進み、地域社会における活力が低下し続け、地域の自立的発展に支障が生ずる事態になるおそれがある場合に、当該事態になることを防止するため、財政再生計画について健全化法第十条第三項の規定による総務大臣の同意を得た健全化法第九条第四項に規定する財政再生団体が行う事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3 令和五年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額又は次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一 特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第三十九号）による改正前の特別交付税に関する省令第五条第一項第一号ロの表第三号に係る算定額の著しい変動を緩和するために必要な額として総務大臣が算定した額

二 災害のためへき地児童生徒等援助費補助金を受けて実施する市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から第三条第一項第三号イの表第六十号及び同表第六十二号の規定により算定した額（令和五年度における当該災害に係るものに限る。）を控除した額

4 令和五年度に限り、第五条第一項第二号の額は、同号の規定によつて算定した額に、普通交付税に関する省令第三十四条（ただし書を除く。）の規定により算定した額が負となる場合における当該負となる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5 令和五年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第二号、第三号、第八号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十七号及び第二十八号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村に

五入する。)を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 文化財等の電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)による保存、発信等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額(当該額が三六、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、三六、〇〇〇、〇〇〇円とする。)

二 高齢者居住安定確保法施行令第一条、第四条、第六条第一号若しくは第二号又は第八条第一号若しくは第二号に規定する賃貸住宅の建設又は整備に要する費用のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第五条、第六条第三号又は第八条第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

三 前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四 前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・一」とあるのは、「〇・三」と読み替えるものとする。

五 次によつて算定した額の合算額

イ へき地保健医療事業実施計画に基づく前年度分のへき地診療所等に係る施設整備事業(病院事業会計に係る事業を除く。)に要する経費に充てるため令和六年十月一日以降に借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額

ロ 附則第五条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額(この場合において、同号中「52,000円」とあるのは「54,000円」と、「31,000円」とあるのは「32,000円」と読み替えるものとする。)から附則第五条第二項第二号の規定により算定した額を控除した額

六 次によつて算定した額の合算額

イ 国の補助金を受けて実施する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業(非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。)に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ 国の補助金を受けて実施する沖縄振興特定事業(地方債を起すことができないものに限る。)に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七 前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八 森林法第十条の五の規定に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

九 地方公営企業法第二条第一項第七号に規定するガス事業として実施する経年管対策事業に

あつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 文化財等の電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)による保存、発信等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額(当該額が三六、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、三六、〇〇〇、〇〇〇円とする。)

二 高齢者居住安定確保法施行令第一条、第四条、第六条第一号若しくは第二号又は第八条第一号若しくは第二号に規定する賃貸住宅の建設又は整備に要する費用のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額と高齢者居住安定確保法施行令第五条、第六条第三号又は第八条第三号に規定する減額前の家賃の額から入居者の所得、住宅の規模等を勘案して国土交通大臣が定めるところにより算定した額を控除した額のうち当該年度において当該市町村が負担すべき額の合算額に〇・五を乗じて得た額

三 前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

四 前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・一」とあるのは、「〇・三」と読み替えるものとする。

五 へき地保健医療事業実施計画に基づく前年度分のへき地診療所等に係る施設整備事業(病院事業会計に係る事業を除く。)に要する経費に充てるため令和五年十月一日以降に借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額

六 次によつて算定した額の合算額

イ 国の補助金を受けて実施する沖縄振興特別措置法第九十五条第一項に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業(非公共事業のうち地方債を起すことができないものに限る。)に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ 国の補助金を受けて実施する沖縄振興特定事業(地方債を起すことができないものに限る。)に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七 前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額

八 森林法第十条の五の規定に基づき当該市町村が作成する市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林区域内で当該市町村が森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

九 地方公営企業法第二条第一項第七号に規定するガス事業として実施する経年管対策事業に

係る経費のうち、一般会計がガス事業特別会計に出資するために借り入れた地方債（平成二十年度から平成二十七年年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

十 前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一 前条第一項第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

十二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の第三項に規定する市町村基本計画の作成に要する経費、同法第三条第二項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う同条第三項に規定する業務に要する経費及びストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他の施設による支援に要する経費並びに緊急時における安全の確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三 地方税法附則第十七条の二第一項に規定する修正基準に基づく固定資産の価格の修正のため、宅地の価格の下落状況の把握に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

十四 前条第一項第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

十五 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第九条に基づき指定都市が実施する事務に要する経費として、当該年度において当該指定都市が認定又は仮認定をした法人の数に四八五、八八七円を乗じて得た額

十六 前条第一項第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十七 前条第一項第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十八 前条第一項第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

十九 前条第一項第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

二十 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一 国の交付金を受けて施行する拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十二 前条第一項第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十三 次によつて算定した額の合算額

イ 地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二

係る経費のうち、一般会計がガス事業特別会計に出資するために借り入れた地方債（平成二十年度から平成二十七年年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

十 前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一 前条第一項第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

十二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の第三項に規定する市町村基本計画の作成に要する経費、同法第三条第二項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う同条第三項に規定する業務に要する経費及びストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他の施設による支援に要する経費並びに緊急時における安全の確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三 地方税法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準に基づく固定資産の価格の修正のため、宅地の価格の下落状況の把握に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

十四 前条第一項第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

十五 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第九条に基づき指定都市が実施する事務に要する経費として、当該年度において当該指定都市が認定又は仮認定をした法人の数に四八〇、四九〇円を乗じて得た額

十六 前条第一項第十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十七 前条第一項第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十八 前条第一項第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額

十九 前条第一項第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・七」と、「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

二十 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一 国の交付金を受けて施行する拠点返還地の跡地利用の推進に資する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十二 前条第一項第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十三 次によつて算定した額の合算額

イ 地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二

〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ 地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十四 国土保全対策として当該市町村が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（分収造林契約及び分収育林契約に係るものにあつては、〇・二）を乗じて得た額
二十五 前条第一項第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額

〔削る〕

二十六 前条第一項第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

二十七 前条第一項第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

二十八 次に よつて算定した額の合算額

イ 当該市町村が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ 当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る測定単位の数値に、段階補正係数に密度補正係数及び普通態様補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）並びに単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇一を乗じて得た額

二十九 総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額に〇・五を乗じて得た額

項 目	額
プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第三項に規定するプラスチック使用製品廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の分別収集物の質量（トン）	八四、〇〇〇円
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集物のうち再商品化物の質量（トン）	六三、〇〇〇円

〔削る〕

三十 前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ 地域材利用促進対策として当該市町村が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十四 国土保全対策として当該市町村が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（分収造林契約及び分収育林契約に係るものにあつては、〇・二）を乗じて得た額
二十五 前条第一項第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十六 当該市町村の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十七 前条第一項第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十八 前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

二十九 次に よつて算定した額の合算額

イ 当該市町村が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ 当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る測定単位の数値に、段階補正係数に密度補正係数及び普通態様補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）並びに単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇一を乗じて得た額

三十 総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額に〇・五を乗じて得た額

項 目	額
プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第三項に規定するプラスチック使用製品廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の分別収集物の質量（トン）	七九、〇〇〇円
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集物のうち再商品化物の質量（トン）	六四、〇〇〇円

三十一 前条第一項第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

〔新設〕

三十一 前条第一項第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十二 前条第一項第三十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十三 次に掲げる額の合算額に〇・五を乗じて得た額

イ 市区町村の行う職員に対する研修(当該市区町村の人材育成に関する基本方針に基づいた新たな政策課題に係るものであつて、当該市区町村の職員又は他の市区町村の職員をその対象にするものに限る。)に要する経費(当該経費に係る負担金として当該年度において支出する額を含む。)のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ 前条第一項第四十一号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「都道府県」と、「経費」とあるのは「経費に係る負担金として当該年度において支出する額」と読み替えるものとする。

6 平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。))を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額とする。

一 前条第二項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二 前条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

7 令和元年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。))を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))を加えた額とする。

8 令和六年度から令和十一年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第七項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

6 平成三十年度から令和七年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。))を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額とする。

一 前条第二項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二 前条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

7 令和元年度から令和六年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、民間事業者等が国の補助金を受けて実施する文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建造物であつて世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産の構成資産であるもの又は文化財保護法第二十七条第二項の規定により国宝として指定されたもの及び重要文化財として指定された美術工芸品を保管する博物館等の防火施設・設備の整備に対する補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。))を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))を加えた額とする。

8 令和三年度から令和五年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一 前条第七項に規定する算定方法に準じて算定した額

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画の見直しに要する経費として総務大臣が調査した額(当該年度で三、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。))に〇・五を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))

二 閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

15| 令和六年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで並びに前条第五項及び第六項の規定に準じて算定した額とする。

16| 令和六年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して三月に交付すべき特別交付税の額は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額に同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から、次の第一号の額から第二号の額を控除した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一 当該年度における地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に「二三」を乗じて得た額又は基準財政需要額に三十四億八千三百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額

二 第三条第一項の規定によつて算定した額から附則第五項第十七項の規定によつて算定した額を控除した額

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十条 令和六年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二 東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

三 東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第三号によつて算定した額を控除した額

四 東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第四号によつて算定した額を控除した額

五 特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除去に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第五号によつて算定した額を控除した額

二 閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

14| 令和五年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで並びに前条第五項及び第六項の規定に準じて算定した額とする。

15| 令和五年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して三月に交付すべき特別交付税の額は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額に同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から、次の第一号の額から第二号の額を控除した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一 当該年度における地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に「二二」を乗じて得た額又は基準財政需要額に三十三億千百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額

二 第三条第一項の規定によつて算定した額から附則第五項第十八項の規定によつて算定した額を控除した額

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十条 令和五年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

二 東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第二号によつて算定した額を控除した額

三 東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第三号によつて算定した額を控除した額

四 東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第八条第一項第四号によつて算定した額を控除した額

五 特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除去に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第五号によつて算定した額を控除した額

六 特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第六号によって算定した額を控除した額

七 原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第七号によって算定した額を控除した額

八 東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第八条第一項第八号によって算定した額を控除した額

2 令和六年度に限り、第四条第一項第一号の表第一号、第五号、第十六号、第三十八号、第三十九号、第四十五号及び第七十一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

(東日本大震災に係る市町村の三月分の算定方法の特例)

第十一条 令和六年度に限り、第五条第一項第一号の額は、同号イの規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額(特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額) から附則第九条第一項第一号によって算定した額を控除した額

二 東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額(特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額) から附則第九条第一項第二号によって算定した額を控除した額

三 前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第三号」とあるのは、「附則第九条第一項第三号」と読み替えるものとする。

四 前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第四号」とあるのは、「附則第九条第一項第四号」と読み替えるものとする。

五 特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第五号によって算定した額を控除した額

六 特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第六号によって算定した額を控除した額

七 前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第七号」とあるのは、「附則第九条第一項第七号」と読み替えるものとする。

八 前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第八号」とあるのは、「附則第九条第一項第八号」と読み替えるものとする。

2 令和六年度に限り、第五条第一項第一号の表第一号、第六号、第十一号及び第十三号、同項第一号の表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号並びに附則第七条第三項第二号

六 特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第六号によって算定した額を控除した額

七 原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第七号によって算定した額を控除した額

八 東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額から附則第八条第一項第八号によって算定した額を控除した額

2 令和五年度に限り、第四条第一項第一号の表第一号、第五号、第十六号、第三十八号、第三十九号、第四十五号及び第七十一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

(東日本大震災に係る市町村の三月分の算定方法の特例)

第十一条 令和五年度に限り、第五条第一項第一号の額は、同号イの規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額(特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額) から附則第九条第一項第一号によって算定した額を控除した額

二 東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額(特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額) から附則第九条第一項第二号によって算定した額を控除した額

三 前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第三号」とあるのは、「附則第九条第一項第三号」と読み替えるものとする。

四 前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第四号」とあるのは、「附則第九条第一項第四号」と読み替えるものとする。

五 特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第五号によって算定した額を控除した額

六 特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第六号によって算定した額を控除した額

七 前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第七号」とあるのは、「附則第九条第一項第七号」と読み替えるものとする。

八 前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第八号」とあるのは、「附則第九条第一項第八号」と読み替えるものとする。

2 令和五年度に限り、第五条第一項第一号の表第一号、第六号、第十一号及び第十三号、同項第一号の表第一号及び第五号並びに同項第二号の表第一号並びに附則第七条第三項第二号

の規定は、東日本大震災については、適用しない。

(令和六年能登半島地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例)

第十五条 令和六年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

〔一〕三 略

2 令和六年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 前項第一号の市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額から、旧省令附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額を控除した額

〔二〕略

〔3・4 略

(令和六年能登半島地震等に係る道府県の三月分の算定方法の特例)

第十六条 令和六年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 新潟県、富山県、石川県及び福井県について、第二条第一項第一号の表第四号一に規定する算定方法に準じて算定した額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ 附則第十四条第一項第一号の規定により算定した額

ロ 旧省令附則第十四条第一号の規定により算定した額

二 前号の県について、第二条第一項第一号の表第四号二に規定する算定方法に準じて算定した額(この場合において、同号二中「一七、六〇〇円」とあるのは、「一七、六〇〇円(石川県にあつては、三五、九〇〇円)」と読み替えるものとする。)から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ 附則第十四条第一項第二号の規定により算定した額

ロ 旧省令附則第十四条第二号の規定により算定した額

三 第一号の県について、第二条第一項第一号の表第四号三に規定する算定方法に準じて算定した額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ 附則第十四条第一項第三号の規定により算定した額

ロ 旧省令附則第十四条第三号の規定により算定した額

四 地域福祉推進支援臨時特例交付金を受けて実施する事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

五 国の補助金を受けて実施する福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業(障害分)に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

六 国の補助金を受けて実施する福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業(介護分)に要す

の規定は、東日本大震災については、適用しない。

(令和六年能登半島地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例)

第十五条 令和六年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

〔一〕三 同上

2 令和六年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 前項第一号の市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額から、旧省令附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額を控除した額

〔二〕同上

〔3・4 同上

〔新設

る経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

七 農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

八 国の補助金を受けて実施する共同利用漁船等復旧支援対策事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

九 国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（当該県が補助金として支出する額に対する国の補助率が二分の一となる場合にあっては〇・七）を乗じて得た額

十 石川県について、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員等の宿泊場所の確保その他の支援に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十一 新潟県及び富山県について、令和六年能登半島地震のため地方単独事業として行う被災した宅地の液状化防止対策に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

（令和六年能登半島地震等に係る市町村の三分の算定方法の特例）
第十七条 令和六年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額

に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 令和六年能登半島地震等により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号一の規定に準じて算定した額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ 附則第十五条第一項第一号の規定により算定した額

ロ 旧省令附則第十五条第一項第一号の規定により算定した額

二 前号の市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の規定に準じて算定した額（この場合において、同号二中「二三、五〇〇円」とあるのは「二三、五〇〇円（令和六年総務省告示第九十号（災害対策基本法施行令の規定に基づき令和六年能登半島地震による災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を定める件）により告示した団体及び災害対策基本法第百二条第一項に規定する地方債を起すことができると思われる地方公共団体として総務大臣が調査した団体（以下この号において「指定団体等」という。）にあっては、六八、〇〇〇円」と、「一七六、七〇〇円」とあるのは「一七六、七〇〇円（指定団体等にあつては、

四八、四〇〇円）」と、「八八、二〇〇円」とあるのは「八八、二〇〇円（指定団体等にあつては、二八、四〇〇円）」と読み替えるものとする。）から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ 附則第十五条第一項第二号の規定により算定した額

ロ 旧省令附則第十五条第一項第二号の規定により算定した額

三 令和六年能登半島地震等のためケーブルテレビ事業者等が国の補助金を受けて実施するケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業及び高度無線環境整備推進事業に対する補助に要する経費のうち、特別

〔新設〕

<p>交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>四 前条第七号に規定する算定方法に準じて算定した額</p> <p>五 次によって算定した額の合算額</p> <p>イ 国の補助を受けて実施する宅地液状化防止事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額</p> <p>ロ 新潟県及び富山県の区域内の市町村について、前条第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額</p> <p>2 令和六年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。</p> <p>一 前項第一号の市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額から、次に掲げる額の合算額を控除した額</p> <p>イ 附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額</p> <p>ロ 旧省令附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額</p> <p>二 令和六年能登半島地震について、国の補助金を受けて実施する災害等廃棄物処理事業（地方債を起すことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額から附則第十五条第二項第二号の規定により算定した額を控除した額</p>	<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>
--	---

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

令和6年度震災復興特別交付税について

令和7年3月

総務省自治財政局

震災復興特別交付税の概要

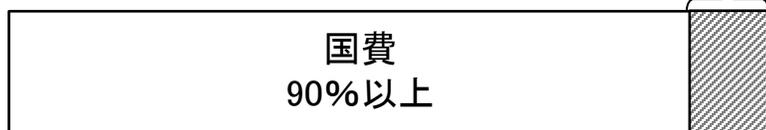
- 平成23年度第3次補正予算において制度を創設。
- 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保し、実施状況に合わせて決定・交付（9月と3月に交付）。

〈算定項目〉 直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業（中長期職員派遣・職員採用、単独災害復旧事業費、風評被害対策等）、地方税等の減収額への補填

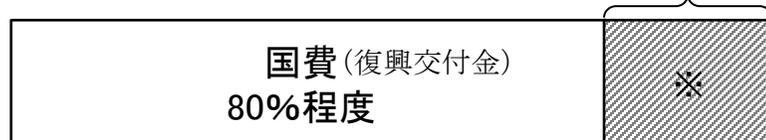
【平成23年度～令和5年度交付累計額】5兆6,569億円

＜東日本大震災の措置の例＞

- 国直轄・補助事業（復旧事業） **震災復興特別交付税**

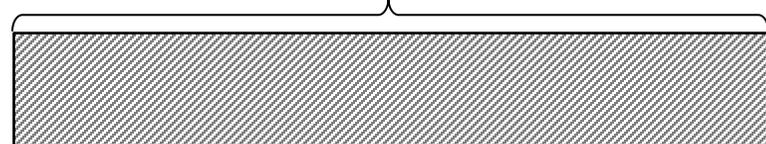


- 国直轄・補助事業（復興事業） **震災復興特別交付税**



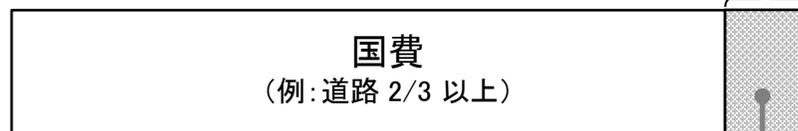
※ 平成28年度以降、復興の基幹的事業及び原子力事故災害に由来する事業は、従来と同様、地方負担の100%を措置。ただし、全国共通課題への対応の性質を併せ持つ事業（例：道路整備事業）は、地方負担の95%を措置。

- 地方単独事業 **震災復興特別交付税**



（参考）＜通常の災害の措置の例＞

- 国直轄・補助事業（復旧事業） **地方債**



元利償還金の95%を後年度、普通交付税措置

- 国直轄・補助事業（復興事業） **地方債**



- 地方単独事業（復旧事業） **地方債**



令和6年度震災復興特別交付税について

令和6年度交付額(案)

【交付額】 **750億円 (対前年度比+33億円)** [都道府県分 340億円 (+64.5億円)、市町村分 410億円 (▲30.9億円)]

【主な算定項目】

- ・ 直轄・補助事業に係る地方負担額 : 471億円 (+14億円)
- ・ 地方単独事業(中長期職員派遣・職員採用、
単独災害復旧事業費、風評被害対策等) : 109億円 (+1億円)
- ・ 地方税等の減収額への補填 : 210億円 (▲86億円)
- ・ 過年度分の交付額の精算 : ▲39億円 (+104億円)

【スケジュール】 **3月21日(金)交付決定・閣議報告、25日(火)現金交付** (例年同様、通常の特別交付税と同日)

(参考)令和5年度実績 3月22日(金)交付決定・閣議報告、26日(火)現金交付

(参考) 平成23年度～令和6年度交付実績 (案)

(単位:億円)

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
8,134 (-)	7,645 (4,803)	5,071 (2,570)	5,144 (1,825)	5,889 (2,022)	4,877 (1,823)	4,382 (1,158)	4,301 (1,208)	4,634 (1,468)	4,007 (1,091)	964 (364)	802 (310)	717 (209)	750 (252)	57,319 (27,237)

※()内は3月分の交付額

地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理について（特別交付税 3 月分）【地方交付税法第 17 条の 4】

1 意見の提出数

	団体数	項目数	件数
都道府県分	5	5	6
市町村分	4	3	4
計	9	8	10

2 意見の処理について

8項目（10件）の意見のうち3項目（5件）（別紙の「処理状況」欄に※を付したもの）の意見の趣旨を踏まえ算定方法の改正等を行う。

地方交付税法第17条の4に基づく意見の一覧

令和7年3月

「処理状況」欄の「※」は、意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等（一部採用を含む。）を行うもの。

都道府県分

算定項目等	提出団体	内 容	処理状況
運輸事業振興助成交付金	埼玉県	運輸事業振興助成交付金に係る措置の拡充	
地域手当	埼玉県 愛知県	地域手当の支給額が国基準を超える場合の減額措置の廃止	※
特定外来生物	千葉県	特定外来生物対策に要する経費に係る措置の拡充	
地域鉄道支援	富山県	鉄道運営会社を実施するソフト事業等への支援に要する経費について措置	
地方バス人材確保	福井県	地方バス事業者が実施する人材確保への支援に要する経費について措置	

市町村分

算定項目等	提出団体	内 容	処理状況
児童相談所設置中核市	群馬県 群馬県(高崎市)	年度途中に児童相談所を設置した中核市に対する措置	※
観光立国の推進	京都市(京都府)	観光立国の推進に要する経費に係る措置の拡充	
原油価格高騰対策	安芸高田市(広島県)	原油価格高騰対策に要する経費について措置	※

令和7年3月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

都道府県分

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[特別交付税]
[都道府県分]

番号	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	継続	埼玉県	運輸事業振興助成交付金	令和5年度における本県の交付額は1,139,064千円であるのに対し、基準財政需要額に算入された額は810,069千円である。その不足額は特別交付税で対応されることとなっているが、満額は措置されていない状況である。「運輸事業の振興の助成に関する法律」の規定上、補助金の交付は努力義務であるが、物流の重要性に鑑み、ほぼ全ての団体が助成を行っていることから、満額特別交付税措置されたい。	採用しない。 運輸事業振興助成交付金については、普通交付税において標準的な経費を措置しているところ。 特別交付税については、限られた総額を衡平に交付するため、経費の全額を措置するのは困難であるが、普通交付税措置を上回る部分について、最も手厚い8割の措置を講じているところである。
2	新規	埼玉県 愛知県	地域手当の支給額が国基準を超える場合に減額対象とする規定の見直しについて	地域手当の支給額が国基準を超える場合に減額対象とする規定を廃止するよう算出方式の見直しをされたい。	採用する。 地域手当に関する特別交付税の減額措置については、地域手当制度の見直しに合わせて、令和7年度から廃止することとしている。
3	新規	千葉県	特定外来生物に係る対策経費についての特別交付税措置率の引上げ	特定外来生物に係る対策経費について、特別交付税の措置率の引き上げを検討されたい。	採用しない。 特定外来生物の防除については、一般的な措置率として、補助事業については0.5、単独事業については措置率0.3を設定しているところであり、他の項目とのバランスからも適切な水準と考えている。
4	継続	富山県	並行在来線の経営分離に伴う利便性の低下に対する取組みへの財政支援（乗継割引に対する支援など）	鉄道運営会社に取り組む事業（乗継割引、快速列車の増便、設備投資等）に対して財政支援をするため、県・市町村で設置している「並行在来線経営安定基金」への拠出を含む支援について、特別交付税の対象とされたい。	採用しない。 厳しい経営状況にある鉄道事業者への支援については、まずは所管省庁である国土交通省において検討が必要。 なお、鉄道事業の経営は運賃収入によって賄われるべきものであるが、その厳しい経営状況に鑑み、地域鉄道（並行在来線を含む）に対して地方公共団体が行う投資への補助について、平成25年度から地方債及び特別交付税措置を講じている。
5	新規	福井県	地方バス路線の運行維持に必要な人材確保支援に対する地方財政措置	地方バス路線を維持するためには、運転士の確保が喫緊の課題であり、国庫補助を活用してもなお人材確保（人材確保セミナー、PR資料作成の広報業務、二種免許取得費用の助成等）のための費用を支出する余裕がない状況を踏まえ、県としてバス事業者が人材確保に要する経費を支援することとしており、その費用に対して特別交付税措置をお願いしたい。	採用しない。 厳しい経営状況にあるバス事業者への人材確保支援については、まずは所管省庁である国土交通省において検討が必要。 なお、地方バス路線に対する特別交付税措置として、その運行維持に必要な経費については、地域公共交通の確保という施策の重要性に鑑み、措置率0.8を設定しているところ。

令和7年3月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

市町村分

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[特別交付税]
[市町村分]

番号	新規・継続	団体名		事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	新規	群馬県	群馬県高崎市	児童相談所設置の特別交付税措置について	年度の途中で児童相談所中核市に政令指定される団体について、普通交付税の対象とならない場合において、特別交付税で措置されたい。	採用する。 当該年度の4月1日時点における児童相談所設置中核市については、普通交付税（こども子育て費）の普通態容補正において、道府県から児童相談所設置中核市への事務移譲に係る経費を措置しているところ。 令和7年度より、4月2日以降に児童相談所を設置する中核市についても、当該経費について、新たに、特別交付税措置を講じる予定としている。
2	継続	京都府	京都市	観光立国の推進に関する財政需要の適切な反映について	近年の訪日外国人客数の増加に伴い、混雑やマナー等の観光課題が顕在化しており、対応が不可欠となっている。 観光客数は市町村により偏在していることから、特別交付税における経費の上限額を引き上げるとともに、取組実態に即した算定式や要件とし、財政需要に対し適切に措置されるよう検討されたい。	採用しない。 観光立国の推進に要する経費については、共有財源である特別交付税の算定にあたり、特定の団体の算定額が多額に及ぶことがないよう全国一律の上限額を設定しているもの。
3	継続	広島県	安芸高田市	原油価格高騰対策に関する取組みに要する経費の算定対象継続について（公用車等の燃料費高騰分増嵩分経費に対する措置継続）	燃料費高騰については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」による価格抑制を行っていただいております。令和4年度及び令和5年度には、公用車等の燃料費高騰分について特別交付税で措置していただいたところである。また、令和5年度に引き続き令和6年度は、施設の光熱費高騰分について普通交付税で措置していただいたが、公用車等の燃料費高騰分について含まれておらず、なお公用車等の燃料費高騰の影響が非常に大きいため、今年度も特別交付税での措置を継続することについて検討されたい。	採用する。 原油価格高騰対策に要する経費に対しては、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえ、令和4、5年度に引き続き、令和6年度も特別交付税措置を講じることとしている。